

電気・ガス価格激変緩和対策に係る 特定小売供給約款の特例認可等について

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2022 年 12 月 7 日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料 3－1 のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、御検討いただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10 者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10 者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

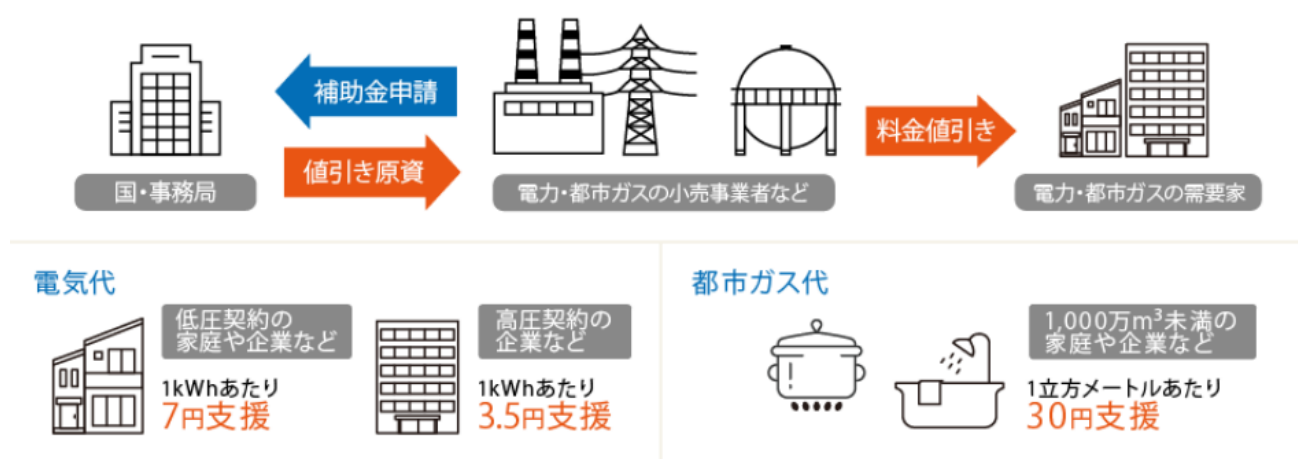
33	・ 沖縄電力株式会社
34	
35	○みなしガス小売事業者（1 者）
36	・ 東邦瓦斯株式会社
37	
38	○一般ガス導管事業者（2 者）
39	・ 東京ガスネットワーク株式会社
40	・ 大阪ガスネットワーク株式会社
41	

42 1. 今回の申請（29 件）の概要

43 令和 4 年 10 月 28 日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以
44 下「本閣議決定」という。資料 3－2）を受け、小売電気事業者等を通じて料金の値引
45 きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本激変緩和対策事業」という。）
46 が開始されることとされた。また、令和 4 年 11 月 22 日に経済産業省から本件の申請者
47 を含む関係事業者に対して、本激変緩和対策事業に参画するよう要請がなされた（資料
48 3－3）。これに伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届
49 け出た約款の遵守義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可等を受けるた
50 めの申請（下記（1）及び（2））があったもの。

51
52 ※本激変緩和対策事業の仕組み（スキーム）は以下のとおり。

53 （図の単価は 1 月～8 月使用分）



54
55 ※出典：<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

56
57 ※本激変緩和対策事業による値引きの額は以下のとおり（資料 3－4）。

58 ・電気

59 低圧：1 月～8 月使用分は 7 円/kWh、9 月使用分は 3.5 円/kWh

60 高圧：1 月～8 月使用分は 3.5 円/kWh、9 月使用分は 1.8 円/kWh

61 特別高圧：対象外

62 ・都市ガス

63 年間契約量 1000 万 m³未満：1 月～8 月使用分は 30 円/m³、9 月使用分は 15 円/m³

64 年間契約量 1000 万 m³以上：対象外

65

66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94

(1) 電気

①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10 件）

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

②最終保障供給約款関係（沖縄を除く一般送配電事業者）（9 件）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 20 条第 2 項ただし書の規定により、最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

③離島等供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7 件）

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、離島等供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

(2) ガス

①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（1 件）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 22 条第 4 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第 20 条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

②最終保障供給約款関係（一般ガス導管事業者）（2 件）

ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 51 条第 2 項ただし書の規定により、最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

95 **2. 申請に係る供給条件の概要**

96 (1) 電気

97 ① 低圧

98 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
99 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算
100 出した燃料費調整単価から7円/kWhを差し引いた額とする。

101

102 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
103 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
104 って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

105

106 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款
107 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に
108 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に7円/kWh
109 （令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用され
110 る電気に適用となる燃料費調整単価については3.5円/kWh）を乗じた額を差し引
111 いた額とする。

112

113 ② 高圧

114 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
115 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等
116 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から3.5円/kWhを差し引いた額とする。

117

118 令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
119 気に適用となる燃料費調整単価については、特定小売供給約款、最終保障供給約款及
120 び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.8円/kWhを差し引いた額と
121 する。

122

123 (2) ガス

124 料金算定期間の末日が令和5年2月1日から9月30日に属する料金算定期間において
125 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料

金又は調整単位料金から 30 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

料金算定期間の末日が令和 5 年 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間においては、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料金又は調整単位料金から 15 円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金とする。

※大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直接 30 円を引くことができないため、LNG 価格や LPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数についても、本激変緩和対策事業の対象となっている。

3. 本供給条件による供給を必要とする理由（申請書記載のポイント）

本閣議決定に基づく電気料金・都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、令和 4 年 11 月 22 日に経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受け、応急かつ暫定的な措置として本措置が必要。

4. 経済産業大臣への回答について

本申請（29 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられる。

これを踏まえ、資料 3－5 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

153 参考：関係条文

154 (1) 電気

155 ①特定小売供給約款関係

156

157 ○旧電気事業法

158 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第
159 四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第
160 二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条
161 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要
162 （特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を
163 行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合にお
164 いて、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の
165 規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、こ
166 の限りでない。

167

168 ○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基
169 準等（平成28年3月28日制定）

170 第1 審査基準

171 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給
172 条件の認可

173 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
174 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
175 であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

176 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金
177 を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

178 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行う
179 ことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味
180 な場合

181 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電
182 気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的
183 に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価
184 の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

②最終保障供給約款関係

○電気事業法

第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3・4（略）

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（平成12年7月1日制定）

第1 審査基準

（15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

207 ③離島等供給約款関係

209 ○電気事業法

210 第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る料金その他の供給条件につい
211 て約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なけ
212 ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

213 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
214 「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならな
215 い。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経
216 済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、
217 この限りでない。

218 3・4（略）

220 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年7月1日制
221 定）

222 第1 審査基準

223 （17） 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認

224 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基
225 準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
226 は、例えば、次のような場合とする。

227 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
228 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

229 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島等の需要家と一律の取引を行うことを
230 前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

(2) ガス

①指定旧供給区域等小売供給約款関係

○旧ガス事業法

第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域における一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成29年3月31日制定）

第1 審査基準

(6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等について、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガスの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

256 ②最終保障供給約款関係

258 ○ガス事業法

259 第五十一条第 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件
260 について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け
261 出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

262 2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条におい
263 て「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つては
264 ならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合にお
265 いて、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を
266 行うときは、この限りでない。

267 3・4（略）

268
269 ○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年10月2
270 日制定）

271 第1 審査基準

272 （17）法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

273 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たっ
274 ては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のよう
275 な約款として定めるになじまない場合か否かを判断するものとする。

276 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
277 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

278

経済産業省

20221207 資第1号
令和4年12月8日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和4年12月7日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販料企第1号
令和4年12月7日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 藤井 裕

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

令和 5 年 1 月 1 日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和 2 年 9 月 11 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給

約款 16（従量電灯）（2）ニ，供給約款 16（従量電灯）（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款 21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表 (燃料費調整)

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合

平均燃料価格は、55,800 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針 日から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検針 日から令和5年10 月の検針日の前日 までの期間
電 灯	10 ワットまでの1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につ き	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につ き	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につ き	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につ き	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに	135 円 94 銭	67 円 97 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトア ンペアまでの1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 銭	40 円 60 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針 日から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検針 日から令和5年10 月の検針日の前日 までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針 日から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検針 日から令和5年10 月の検針日の前日 までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針 日から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検針 日から令和5年10 月の検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	69円08銭	34円54銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに1日につき	23円02銭	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針 日から令和5年9月 の検針日の前日ま での期間	令和5年9月の検針 日から令和5年10 月の検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算

定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	76 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 52 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 05 銭 9 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 58 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 64 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 82 銭 4 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 28 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	4 円 56 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペ アまでごとに	2 円 28 銭 5 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	32銭3厘	64銭8厘	1円29銭6厘	1円94銭3厘	64銭8厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1)	令和 5 年 2 月分～ 9 月分(※ 2)	令和 5 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10W をこえ 20W まで	〃	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20W をこえ 40W まで	〃	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40W をこえ 60W まで	〃	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60W をこえ 100W まで	〃	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 50W までごとに	〃	19.420	135 円 94 銭	67 円 97 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50VA をこえ 100VA まで	〃	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 50VA までごとに	〃	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
臨時電灯 A	50VA まで 1 日につき		1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	50VA をこえ 100VA まで 1 日につき		〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき		〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	500VA 超過 1kVA まで 1 日につき		〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1 日につき		〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	0.5kW の場合 1 日につき		1 契約	—	(※ 3) 23 円 03 銭	(※ 3) 11 円 52 銭
	1 kW 1 日につき		1 kW	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1)	令和 5 年 2 月分～ 9 月分(※ 2)	令和 5 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
農事用電力 (脱穀調整用 電力)	0.5kW の場合 1 日につき		1 契約	1.645	11 円 52 銭	5 円 76 銭
	1kW の場合 1 日につき		〃	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	2kW の場合 1 日につき		〃	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	3kW の場合 1 日につき		〃	9.868	69 円 08 銭	34 円 54 銭
	3kW 超過 1kW 増すごとに		〃	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭

※ 1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※ 2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※ 3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販戦第15号

令和4年12月7日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二郎
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和元年 8 月 28 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)

ハの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことを
いいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，供給約款 16（従量電灯）(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)ハの電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定

された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、47,100 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合
平均燃料価格は、47,100 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (47,100 \text{ 円} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (d) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 4 年 9 月 1 日から 令和 4 年 11 月 30 日までの期間	令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 2 月の検針日の 前日までの期間
令和 4 年 10 月 1 日から 令和 4 年 12 月 31 日までの期間	令和 5 年 2 月の検針日から令和 5 年 3 月の検針日の 前日までの期間
令和 4 年 11 月 1 日から 令和 5 年 1 月 31 日までの期間	令和 5 年 3 月の検針日から令和 5 年 4 月の検針日の 前日までの期間
令和 4 年 12 月 1 日から 令和 5 年 2 月 28 日までの期間	令和 5 年 4 月の検針日から令和 5 年 5 月の検針日の 前日までの期間
令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの期間	令和 5 年 5 月の検針日から令和 5 年 6 月の検針日の 前日までの期間
令和 5 年 2 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日までの期間	令和 5 年 6 月の検針日から令和 5 年 7 月の検針日の 前日までの期間
令和 5 年 3 月 1 日から 令和 5 年 5 月 31 日までの期間	令和 5 年 7 月の検針日から令和 5 年 8 月の検針日の 前日までの期間
令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日までの期間	令和 5 年 8 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の 前日までの期間
令和 5 年 5 月 1 日から 令和 5 年 7 月 31 日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の 前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{array}$$

- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、

基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の検針日から 令和 5 年 9 月の検針日の前 日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から 令和 5 年 10 月の検針日の前 日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	271 円 88 銭	135 円 94 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162 円 41 銭	81 円 21 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）

によって，1日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から 令和5年9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前 日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボル トアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまで ごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から 令和5年9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前 日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から 令和5年9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前 日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	82円89銭	41円45銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41円45銭	20円73銭

(e) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和 5 年 1 月 の検針日から 令和 5 年 9 月 の検針日の前 日までの期間	令和 5 年 9 月 の検針日から 令和 5 年 10 月 の検針日の前 日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 銭	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69 円 08 銭	34 円 54 銭
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワット増すご とに 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和 5 年 1 月 の検針日から 令和 5 年 9 月 の検針日の前 日までの期間	令和 5 年 9 月 の検針日から 令和 5 年 10 月 の検針日の前 日までの期間
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ii) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料

費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	85 銭 9 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 71 銭 7 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 43 銭 5 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 15 銭 2 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 58 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	8 円 58 銭 8 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 56 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 13 銭 0 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 13 銭 0 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 9 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 9 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 9 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 38 銭 4 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 38 銭 4 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 45 銭 4 厘

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 61 銭 8 厘

ホ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	36 銭 4 厘	72 銭 7 厘	1 円 45 銭 4 厘	2 円 18 銭 1 厘	72 銭 7 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 1 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和 5 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 7 円（消費税等相当額を含む）を、令和 5 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
		(a)	(b)
1 k W h につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし k W h (※1)	令和 5 年 2 月分～9 月分 (※2)	令和 5 年 10 月分 (※2)
				(c)	(a) * (c)	(b) * (c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1 灯	3. 884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20Wまで	〃	7. 768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40Wまで	〃	15. 536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60Wまで	〃	23. 304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100Wまで	〃	38. 840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38. 840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型 機器	50 V A までの機器	1 機器	11. 601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100 V A までの機器	〃	23. 202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100 V A 超過 100 V A までごとに	〃	23. 202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
臨時電灯 A		50 V A まで 1 日につき	1 契約	0. 313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		100 V A まで 1 日につき	〃	0. 626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100 V A 超過 500 V A までの 100 V A までごとに 1 日につき	〃	0. 626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500 V A 超過 1 k V A まで 1 日につき	〃	6. 260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1 k V A 超過 3 k V A までの 1 k V A までごとに 1 日につき	〃	6. 260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力		0. 5 k W の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
		1 k W 1 日につき	1 k W	6. 579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
農事用電力 B (育苗温床用電力)		0. 5 k W の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 41 円 45 銭	(※3) 20 円 73 銭
		1 k W 1 日につき	1 k W	11. 842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)		0. 5 k W の場合 1 日につき	1 契約	1. 645	11 円 52 銭	5 円 76 銭
		1 k W の場合 1 日につき	〃	3. 289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
		2 k W の場合 1 日につき	〃	6. 579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
		3 k W の場合 1 日につき	〃	9. 868	69 円 08 銭	34 円 54 銭
		3 k W 超過 1 k W 増すごとに 1 日につき	〃	3. 289	23 円 02 銭	11 円 51 銭

※1 みなし k W h は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、
「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 k W の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 本 発 4 第 10 号

令 和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋 本 展 秀

平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和元年10月1日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整

額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル 当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り，かつ，
66,300円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合
平均燃料価格は，66,300円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{array}{lcl}
 \text{燃 料 費} & & \text{(ホ)に定める特別措置の} \\
 = \text{基準燃料費調整単価} & + & \text{燃 料 費 調 整 単 価} \\
 \text{調整単価} & &
 \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円の場合

$$\text{燃 料 費 調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調整単価} = \frac{(\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃 料 費 調 整 単 価}}{\text{燃 料 費 調 整 単 価}} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃 料 費 調整単価} = \frac{(\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃 料 費 調 整 単 価}}{\text{燃 料 費 調 整 単 価}} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の 検針日から令和 5 年 9 月の検針日 の前日までの期間	令和 5 年 9 月の 検針日から令和 5 年 10 月の検針日 の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	27円19銭	13円59銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54円38銭	27円19銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108円75銭	54円38銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163円13銭	81円56銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271円88銭	135円94銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	162円41銭	81円21銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2 円19銭	1 円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4 円38銭	2 円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4 円38銭	2 円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	69円08銭	34円54銭
契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワッ トを増すごとに1日につき	23円02銭	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和5 年9月の検針日 の前日までの期間	令和5年9月の 検針日から令和5 年10月の検針日 の前日までの期間
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最

低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	90銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円80銭3厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円60銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円40銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9円1銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	9円1銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円69銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円38銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円38銭6厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭 5 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭 5 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円45銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円45銭 3 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円52銭 7 厘

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	38銭 2 厘	76銭 3 厘	1円52銭 7 厘	2円29銭 0 厘	76銭 3 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 につき	23銭 2 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1 (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格， 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格， 1 トン当たりの平均石炭価格および 1 (2) によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第2号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により、特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以上

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第2号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 5 年 2 月分～ 9 月分	令和 5 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和 5 年 2 月分～ 9 月分 (※2)	令和 5 年 10 月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～ 9月分 (※2)	令和5年10月分 (※2)
		(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	11 円 52 銭	5 円 76 銭
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	69 円 08 銭	34 円 54 銭
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2022 年 12 月 7 日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 1 号
2022年12月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

名古屋市中区東新町1番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役
社長執行役員 大谷 真哉

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2020 年 9 月 11 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023 年 1 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）（1）の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，（2）ニ（ロ）もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り, かつ, 68,900円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は, 68,900円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (v) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, b の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置} \\ \text{の燃料費調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023年1月の 検針日から 2023年9月の 検針日の前日 までの期間	2023年9月の 検針日から 2023年10月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10 ワットまでの1 灯につき	27円19銭	13円59銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	54円38銭	27円19銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	108円75銭	54円38銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	163円13銭	81円56銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	271円88銭	135円94銭
	100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまで ごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1 機器につき	162円41銭	81円21銭
	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)
の適用を受けているラジオの小型機器料金について、特別措置の
燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検 針日から2023年 9月の検針日の 前日までの期間	2023年9月の検 針日から2023年 10月の検針日の 前日までの期間
20 ボルトアンペアまでのラジオ1 台につき	32円48銭	16円24銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまで のラジオ1 台につき	48円73銭	24円36銭

(c) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23円03銭	11円52銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46円05銭	23円03銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	41円45銭	20円73銭
契約電力1キロワット1日につき	82円89銭	41円45銭

(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円76銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	23円02銭	11円51銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	69円08銭	34円54銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに1日につき	23円02銭	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯、公衆街路灯 A および供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

ロ 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1) の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 08 銭 2 厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 62 銭 4 厘

ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14銭6厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14銭6厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円46銭0厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円46銭0厘

ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円53銭5厘

ホ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2円76銭2厘

へ 供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の総合経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款にもとづき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 7 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 2 月分～9 月分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1) (c)	2023 年 2 月分～ 9 月分 (※ 2) (a)×(c)	2023 年 10 月分 (※ 2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20Wまで	〃	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40Wまで	〃	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60Wまで	〃	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100Wまで	〃	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100VA まで	〃	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
定額電灯 (附則)	ラジ オ	20VA まで	1 台	4.640	32 円 48 銭	16 円 24 銭
		30VA まで	〃	6.961	48 円 73 銭	24 円 36 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		100VA まで 1 日につき	〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA ま でごとに 1 日につき	〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA ま でごとに 1 日につき	〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※ 3)23 円 03 銭	(※ 3)11 円 52 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※ 3)41 円 45 銭	(※ 3)20 円 73 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
農事用電力（附則）	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	11 円 52 銭	5 円 76 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	69 円 08 銭	34 円 54 銭
	3 kW 超過 1 kW 増すごとに 1 日につき	〃	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭

- ※ 1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※ 2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※ 3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2022 年 12 月 7 日

北陸電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第 18 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山県富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 松田 光司

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2020 年 9 月 11 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023 年 1 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款

16（従量電灯）（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（㍑）もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）ロの電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4）もしくは供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）イの料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，供給約款 16（従量電灯）（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（㍑）もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）ロの電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（㍑）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (21,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、
32,900 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 32,900 円を上回る場合
平均燃料価格は、 32,900 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (32,900 \text{ 円} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、
b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から2023年2月の 検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から2023年3月の 検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から2023年4月の 検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から2023年5月の 検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から2023年6月の 検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から2023年7月の 検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から2023年8月の 検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から2023年9月の 検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の 検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a いう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から

翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a という検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円の場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	271 円 88 銭	135 円 94 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162 円 41 銭	81 円 21 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	43 円 82 銭	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23 円 03 銭	11 円 52 銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	82 円 89 銭	41 円 45 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	41 円 45 銭	20 円 73 銭

(e) 農事用電力（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 52 銭	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 02 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69 円 07 銭	34 円 53 銭
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	23 円 02 銭	11 円 51 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力, 農事用電力 B および農事用電力 (脱穀調整需要)

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または供給約款附則 3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	62銭4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円24銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円49銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3円74銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	6円23銭8厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	6円23銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1円86銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3円72銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円72銭6厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭0厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭0厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円00銭5厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円00銭5厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 05 銭 7 厘

ニ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 90 銭 2 厘

ホ 農事用電力（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日につき	26銭4厘	52銭8厘	1円05銭6厘	1円58銭5厘	52銭8厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 1 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年2月分～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円 00銭	3円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
				(※ 1)	(※ 2)	(※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20W まで		7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40W まで		15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60W まで		23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100W まで		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 100W までごとに		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100VA までの機器		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 100VA までごとに		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		100VA まで 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA 超 過 500VA ま で 100VA までごとに 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA 超過 1 kVA ま で 1 日 につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1 kVA 超過 3 kVA ま で 1 kVA までごとに 1 日につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力		1 kW 1 日につき	1 kW	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
		0.5kW 1 日につき		—	※ 3 23 円 03 銭	※ 3 11 円 52 銭
農事用電力 B		1 kW 1 日につき	1 kW	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
		0.5kW 1 日につき		—	※ 3 41 円 45 銭	※ 3 20 円 73 銭

農事用電力 (脱穀調整需要)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	11 円 52 銭	5 円 76 銭
	1 kW 1 日につき		3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	2 kW 1 日につき		6.578	46 円 05 銭	23 円 02 銭
	3 kW 1 日につき		9.867	69 円 07 銭	34 円 53 銭
	3 kW 超過 1 kW 増すごとに 1 日につき		3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭

- ※ 1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※ 2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※ 3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2022 年 12 月 7 日

関西電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ノ発第 22 号
2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2020年9月11日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2），供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 16（従量電灯）（2）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ロ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（3）ハ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（3）の電力量料金は，各供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り，かつ，40,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合
平均燃料価格は，40,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，
b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 9 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日までの期間	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 2 月の検針日の前日までの期間
2022 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間	2023 年 2 月の検針日から 2023 年 3 月の検針日の前日までの期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 3 月の検針日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間

2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	271 円 88 銭	135 円 94 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭

100 ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	162 円 41 銭	81 円 21 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	43 円 82 銭	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23 円 03 銭	11 円 52 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 03 銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

【2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1 日につき	11 円 52 銭	23 円 02 銭	46 円 05 銭	69 円 08 銭	23 円 02 銭

【2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1 日につき	5 円 76 銭	11 円 51 銭	23 円 03 銭	34 円 54 銭	11 円 51 銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
最 低 料 金	1 契約につき最 初の 15 キロワ ット時まで	105 円 00 銭	52 円 50 銭
電 力 料 金	上記をこえる 1 キロワット時に つき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	64 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 28 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 56 銭 3 厘

	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 84 銭 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 40 銭 9 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	6 円 40 銭 9 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 91 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	3 円 82 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	10 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	1 円 03 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトア ンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 03 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 銭 6 厘

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	27 銭 2 厘	54 銭 2 厘	1 円 08 銭 6 厘	1 円 62 銭 8 厘	54 銭 2 厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロ ワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 7 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 2 月分～9 月分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1kWh につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1)	2023 年 2 月分～9 月分 (※ 2)	2023 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W をこえる 100W まで		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型機器	50VA まで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA をこえる 100VA までご とに		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
臨時電灯 A		50VA まで	1 契約 1 日に つき	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		50VA をこえ 100VA まで		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA をこえ 500VA までの場 合 100VA までごとに		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA をこえ 1kVA まで		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力		0.5kW の場合	1 契約	-	(※ 3) 23 円 03 銭	(※ 3) 11 円 52 銭
		1 kW の場合	1 日に つき	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)		0.5kW の場合	1 契約 1 日に つき	1.645	11 円 52 銭	5 円 76 銭
		1kW の場合		3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
		2kW の場合		6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
		3kW の場合		9.868	69 円 08 銭	34 円 54 銭
		3kW をこえ 1kW を増すごとに		3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭

従量電灯A	最初の 15kWh まで	1 契約	15,000	105 円 00 銭	52 円 50 銭
臨時電灯B 公衆街路灯B	15kWh 超過分	1 契約	1,000	7 円 00 銭	3 円 50 銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2022 年 12 月 7 日

中国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販計 第 52 号
2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 瀧本夏彦

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ホ、供給約款17（臨時電灯）（3）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（3）ハ、供給約款19（低圧電力）（5）、供給約款20（臨時電力）（3）ロ、供給約款21（農事用電力）（1）ハ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（ロ）もしくは供給約款21（農事用電力）（3）ニ（ロ）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお

客さまについての特別措置) (1)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2)ホ、供給約款 17 (臨時電灯) (3)ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (3)ハ、供給約款 19 (低圧電力) (5)、供給約款 20 (臨時電力) (3)ロ、供給約款 21 (農事用電力) (1)ハ、供給約款 21 (農事用電力) (2)ロ(ロ)もしくは供給約款 21 (農事用電力) (3)ニ(ロ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

（1） 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2） 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

（イ） 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ 39,000 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合
平均燃料価格は、39,000 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯、公衆街路灯 A および農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	135 円 94 銭	67 円 97 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 銭	40 円 60 銭

- (b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針 日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日か ら 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごと に	43 円 82 銭	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日か ら 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日か ら 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23 円 03 銭	11 円 52 銭

(d) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日か ら 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日か ら 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 銭	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 02 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69 円 07 銭	34 円 53 銭
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	92 円 09 銭	46 円 05 銭
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	115 円 12 銭	57 円 56 銭

(e) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	82 円 89 銭	41 円 45 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	41 円 45 銭	20 円 73 銭

ｂ 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B および農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限りです。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	105 円 00 銭	52 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日 の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針 日の前日までの期間
1 キロワット時につき		7 円 00 銭	3 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯、公衆街路灯 A および農事用電灯

燃料費調整額は、(2) によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B（脱穀調整需要）および農事用電力 C（育苗・栽培需要）

燃料費調整額は、(2) によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B または農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限りです。）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低

料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯、公衆街路灯 A および農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	95 銭 3 厘
	10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	1 円 90 銭 5 厘
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	3 円 81 銭 2 厘
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	5 円 71 銭 7 厘
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	9 円 52 銭 7 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき 50ワットまでごとに	4 円 76 銭 4 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 84 銭 6 厘
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 69 銭 1 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2 円 84 銭 6 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	7 銭 7 厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	15 銭 4 厘
総容量が 100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	15 銭 4 厘
総容量が 500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 53 銭 6 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 53 銭 6 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 61 銭 4 厘

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	40銭4厘	80銭6厘	1円61銭4厘	2円42銭0厘	3円22銭7厘	4円03銭4厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円90銭4厘

（2）従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	24銭5厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付 書類

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

添付書類 1

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気特定小売供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 7 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類 2

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		2023 年 2 月分～9 月分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023 年 2 月分～9 月分 (※2)	2023 年 10 月分 (※2)
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯、 公衆街路灯 A および農 事用電灯	電灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20W まで	〃	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40W まで	〃	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60W まで	〃	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100W まで	〃	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 50W までごとに	〃	19.420	135 円 94 銭	67 円 97 銭
	小型 機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100VA までの機器	〃	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 50VA までごとに	〃	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		100VA まで 1 日につき	〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	〃	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA 超過 1kVA まで 1 日につき	〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA まで ごとに 1 日につき	〃	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力		1kW1 日につき	1 契約	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
		0.5kW の場合 1 日につき	〃	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
農事用電力 B (脱穀調整需要)		0.5kW1 日につき	1 契約	1.6445	11 円 51 銭	5 円 76 銭
		1kW1 日につき	〃	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
		2kW1 日につき	〃	6.578	46 円 05 銭	23 円 02 銭
		3kW1 日につき	〃	9.867	69 円 07 銭	34 円 53 銭
		4kW1 日につき	〃	13.156	92 円 09 銭	46 円 05 銭
		5kW1 日につき	〃	16.445	115 円 12 銭	57 円 56 銭
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		1kW1 日につき	1 契約	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
		0.5kW の場合 1 日につき	〃	—	(※3) 41 円 45 銭	(※3) 20 円 73 銭

従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B、およ び農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセン ト割増しして適用する場 合）の最低料金部分	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	105 円 00 銭	52 円 50 銭

※ 1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※ 2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※ 3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件
認可申請書

2022 年 12 月 7 日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ統発令 4 第 10 号
2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長
社長執行役員 長 井 啓 介

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 6（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは

差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ，供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 6（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合
平均燃料価格は、39,000円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年 2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年 3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年 4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年 5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年 6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年 7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年 8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年 9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年 10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円の場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	135 円 94 銭	67 円 97 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 銭	40 円 60 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

	令和 5 年 1 月の検針 日から令和 5 年 9 月 の検針日の前日まで の期間	令和 5 年 9 月の検 針日から令和 5 年 10 月の検針日の前 日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペアま での場合	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペアま での場合 100 ボルトアンペア までごとに	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペ アまでの場合	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアン ペアをこえ 3 キロボルトア ンペアまでの場合 1 キロボ ルトアンペアまでごとに	43 円 82 銭	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和 5 年 1 月の検針 日から令和 5 年 9 月 の検針日の前日まで の期間	令和 5 年 9 月の検 針日から令和 5 年 10 月の検針日の前 日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日 につき	46 円 05 銭	23 円 03 銭

ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合は、次のとおりと
いたします。

	令和 5 年 1 月の検針 日から令和 5 年 9 月 の検針日の前日まで の期間	令和 5 年 9 月の検 針日から令和 5 年 10 月の検針日の前 日までの期間
1 日につき	23 円 03 銭	11 円 52 銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 銭	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 02 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69 円 07 銭	34 円 53 銭
契約電力 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	77 円 00 銭	38 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	76銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円52銭1厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3円04銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4円56銭3厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7円60銭5厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	3円80銭3厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円27銭2厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4円54銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2円27銭2厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	12銭2厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭2厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	1円22銭5厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円22銭5厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円28銭8厘

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	32銭2厘	64銭4厘	1円28銭8厘	1円93銭2厘	64銭4厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	2円15銭4厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19銭6厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19銭6厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第 26 条の規定に基づく添付書類

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(1) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

対象	範囲	令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	77 円 00 銭	38 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(2) (1) 以外の場合

	令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
	(a)	(b)
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1)	令和 5 年 2 月分～9 月分 (※ 2)	令和 5 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10W をこえ 20W まで	1 灯	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20W をこえ 40W まで	1 灯	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40W をこえ 60W まで	1 灯	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60W をこえ 100W まで	1 灯	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W をこえる 50W までごとに	1 灯	19.420	135 円 94 銭	67 円 97 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50VA をこえ 100VA まで	1 機器	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA をこえる 50VA までごとに	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
臨時電灯 A (1 日につき)	総容量が 50VA まで	—	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭	
	総容量が 50VA をこえ 100VA まで	—	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭	

臨時電灯 A (1 日につき)	総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	—	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 500VA をこえ 1kVA まで	—	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	—	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力 (1 日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
	契約電力 1 kW	—	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
脱穀調整用電力 (1 日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※4) 11 円 51 銭	(※4) 5 円 76 銭
	契約電力 1kW	—	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	契約電力 2kW	—	—	(※4) 46 円 05 銭	(※4) 23 円 02 銭
	契約電力 3kW	—	—	(※4) 69 円 07 銭	(※4) 34 円 53 銭
	契約電力 3kW をこえ 1kW を増すごとに	—	—	(※4) 23 円 02 銭	(※4) 11 円 51 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 契約電力 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※4 契約電力 1 kW の場合のみなし kWh に契約電力および(a)または(b)を乗じ、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営企料 第 4 号
令和 4 年12月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
九 州 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役 池 辺 和 弘
社 長 執 行 役 員

平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、

供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表 （ 燃 料 費 調 整 ）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合
平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	40円60銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和５年１月の検針日から令和５年９月の検針日の前日までの期間	令和５年９月の検針日から令和５年１０月の検針日の前日までの期間
総容量が５０ボルトアンペアまでの場合	２円１９銭	１円１０銭
総容量が５０ボルトアンペアをこえ１００ボルトアンペアまでの場合	４円３８銭	２円１９銭
総容量が１００ボルトアンペアをこえ５００ボルトアンペアまでの場合１００ボルトアンペアまでごとに	４円３８銭	２円１９銭
総容量が５００ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	４３円８２銭	２１円９１銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	４３円８２銭	２１円９１銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和５年１月の検針日から令和５年９月の検針日の前日までの期間	令和５年９月の検針日から令和５年１０月の検針日の前日までの期間
契約電力１キロワット１日につき	４６円０５銭	２３円０３銭
契約電力０.５キロワットの場合１日につき	２３円０３銭	１１円５２銭

(d) 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和５年１月の検針日から令和５年９月の検針日の前日までの期間	令和５年９月の検針日から令和５年１０月の検針日の前日までの期間
契約電力０.５キロワットの場合１日につき	１１円５２銭	５円７６銭
契約電力１キロワットの場合１日につき	２３円０２銭	１１円５１銭
契約電力２キロワットの場合１日につき	４６円０５銭	２３円０３銭
契約電力３キロワットの場合１日につき	６９円０８銭	３４円５４銭
契約電力４キロワットの場合１日につき	９２円１１銭	４６円０５銭
契約電力５キロワットの場合１日につき	１１５円１３銭	５７円５６銭

ｂ 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和５年１月の検針日から令和５年９月の検針日の前日までの期間	令和５年９月の検針日から令和５年１０月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	７円００銭	３円５０銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その１月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａまたは

供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまで ごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘

ニ 農 事 用 電 力 B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日 に つ き	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 6 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの

平均石炭価格および 1 (2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ
当社の事務所に掲示いたします。

(添 付 書 類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年2月分 ～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	令和5年2月分 ～9月分 (※2)	令和5年10月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1 灯	3.884	27円19銭	13円59銭
		10ワットをこえ20ワット まで	〃	7.768	54円38銭	27円19銭
		20ワットをこえ40ワット まで	〃	15.536	108円75銭	54円38銭
		40ワットをこえ60ワット まで	〃	23.304	163円13銭	81円56銭
		60ワットをこえ100ワッ トまで	〃	38.840	271円88銭	135円94銭
		100ワットをこえる100 ワットまでごとに	〃	38.840	271円88銭	135円94銭
	小型機器	50ボルトアンペアまで	1 機器	11.601	81円21銭	40円60銭
		50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまで	〃	23.202	162円41銭	81円21銭
		100ボルトアンペアをこ える50ボルトアンペアま でごとに	〃	11.601	81円21銭	40円60銭
臨時電灯A		総容量が50ボルトアンペ アまでの場合1日につき	1 契約	0.313	2円19銭	1円10銭
		総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアン ペアまでの場合1日につ き	〃	0.626	4円38銭	2円19銭
		総容量が100ボルトアン ペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに 1日につき	〃	0.626	4円38銭	2円19銭
		総容量が500ボルトアン ペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合1日 につき	〃	6.260	43円82銭	21円91銭
		総容量が1キロボルトア ンペアをこえ3キロボル トアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまで ごとに1日につき	〃	6.260	43円82銭	21円91銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	令和5年2月分 ～9月分 (※2)	令和5年10月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	—	(※3) 23円03銭	(※3) 11円52銭
		1キロワット1日につき	1キロワット	6.579	46円05銭	23円03銭
農事用電力B (脱穀調整需要)		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	1.645	11円52銭	5円76銭
		1キロワットの場合1日につき	〃	3.289	23円02銭	11円51銭
		2キロワットの場合1日につき	〃	6.579	46円05銭	23円03銭
		3キロワットの場合1日につき	〃	9.868	69円08銭	34円54銭
		4キロワットの場合1日につき	〃	13.158	92円11銭	46円05銭
		5キロワットの場合1日につき	〃	16.447	115円13銭	57円56銭

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）
に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和4年12月7日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販販運発第 13 号
令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村康稔 殿

沖 縄 県 浦 添 市 牧 港 五 丁 目 2 番 1 号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和元年8月29日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(4)、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロもしくは供給約款22（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（業務用電力）(5)、供給約款20（低圧電力）(5)、供給約款21（高圧電力）

(1)ホ，供給約款21（高压電力）(2)ニ，供給約款22（臨時電力）(3)ロ，供給約款23（農事用電力）(3)，供給約款24（自家発補給電力）(1)ハ，供給約款24（自家発補給電力）(2)ハもしくは供給約款25（予備電力）(3)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(4)，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款17（臨時電灯）(2)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ロもしくは供給約款22（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（業務用電力）(5)，供給約款20（低压電力）(5)，供給約款21（高压電力）(1)ホ，供給約款21（高压電力）(2)ニ，供給約款22（臨時電力）(3)ロ，供給約款23（農事用電力）(3)，供給約款24（自家発補給電力）(1)ハ，供給約款24（自家発補給電力）(2)ハもしくは供給約款25（予備電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといえます。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといえます。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、37,700 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,700 \text{ 円} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 +

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 -

基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	23円03銭	11円52銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	70円00銭	35円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量

に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円22銭7厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円45銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円90銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	12円26銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	12円26銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円66銭2厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	7円32銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	7円32銭5厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9銭9厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	19銭8厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	19銭8厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルト アンペアまでの場合	1円97銭7厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円97銭7厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2円07銭7厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	3円15銭7厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	31銭6厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット ト時につき	低圧で供給を受ける場合	31銭6厘
	高圧で供給を受ける場合	30銭5厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和 5 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 7 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 5 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
		(a)	(b)
従量電灯	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	70 円 00 銭	35 円 00 銭
臨時電灯 B 公衆街路灯 B	上記を超える 1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭
上記以外の場合	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1)	令和 5 年 2 月分～9 月分 (※ 2)	令和 5 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯	電灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10 ワットをこえ 20 ワット まで		7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20 ワットをこえ 40 ワット まで		15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40 ワットをこえ 60 ワット まで		23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60 ワットをこえ 100 ワッ トまで		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100 ワットをこえ 100 ワ ットまでごとに		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小型機器	50 ボルトアンペアまで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100 ボルトをこえ 100 ボ ルトアンペアまでごとに		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～9月分 (※2)	令和5年10月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
	1kW1 日につき	1kW	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

経済産業省

20221207資第11号
令和4年12月8日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

令和4年12月7日

北海道電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 20 号
令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪 下 裕 己

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和4年8月10日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上の最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）(4)、最終保障供給約款16（最終保障電力B）(4)、最終保障供給約款17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 15（最終保障電力 A）（4），最終保障供給約款 16（最終保障電力 B）（4），最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという検針日は、計量日といたします。

c 高压で電気の供給を受ける契約電力が 500 キロワット以上の最終保障電力Bのお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－
基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭9厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和5年2月分～9月分	令和5年10月分
1キロワット時につき	高圧で供給する場合	3円 50銭	1円 80銭

最終保障供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2022 年 12 月 7 日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第 29 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2022年9月30日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）(4)、最終保障供給約款16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款15（最終保障電力A）(4)、最終保障供給約款16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）

(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b およびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

- b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円の場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－
基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価－
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 3 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 2 月分～9 月分	2023 年 10 月分
1 キロワット時 につき	高圧で供給を 受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

以上

最終保障供給特例承認申請書

令和 4 年12月 7 日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 4 第 29 号
令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和4年8月10日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）、最終保障供給約款17（最終保障農事用電力）（3）もしくは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）（2）に定める調整基準単

価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）、最終保障供給約款17（最終保障農事用電力）（3）もしくは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ）、（ロ）または（ハ）により算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

- (イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44, 200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44, 200 \text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年 2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年 3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年 4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年 5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年 6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年 7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年 8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年 9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年 10月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

c 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り,かつ,
基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下
回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－ 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り,かつ,
基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上
となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価－ (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

	令和5年1月の検 針日から令和5年 9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の前 日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は, その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料
費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は, 平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし, 次のとおり
といたします。

1キロワット時につき	22銭4厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	令和5年2月分～9月分	令和5年10月分
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

最終保障供給特例承認申請書

2022年12月7日

中部電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 16 号
2022年12月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 清 水 隆 一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2022 年 8 月 10 日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高压で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023 年 1 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）(4)ロ、最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）(4)ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 1（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）（4）ロ，最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）（4）ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 （ 燃 料 費 調 整 ）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整） 2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整） 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

- b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 検針日が毎月初日のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）については、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基 準 燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基 準 燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基 準 燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日 までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日 までの期間
1 キロワット 時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭3厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を
必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があります、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2023年 2月分～9月分	2023年 10月分
1キロワット 時につき	高圧で供給を受け る場合	3円50銭	1円80銭

最終保障供給特例承認申請書

託 サ 第 25 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2022年8月10日届出。以下「最終保障供給約款」といい、最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2023年2月1日から2023年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4) もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3) の電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2) に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4) もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3) の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (イ)、 (ロ) または (ハ) により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ニ) により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (21,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年2月1日から2023年2月28日 までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年3月1日から2023年3月31日 までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年4月1日から2023年4月30日 までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年5月1日から2023年5月31日 までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年6月1日から2023年6月30日 までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年7月1日から2023年7月31日 までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年8月1日から2023年8月31日 までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年9月1日から2023年9月30日 までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年10月1日から2023年10月31日 までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 2 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間	2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日までの期間
1 キロワット時につき	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1, 0 0 0 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 5 銭 2 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1) の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2) によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高压で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高压で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	2023 年 2 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで の期間	2023 年 10 月 1 日から 2023 年 10 月 31 日まで の期間
1 キロワット時につき	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

以 上

最終保障供給特例承認申請書

2022 年 12 月 7 日

関西電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

関送企発 第 17 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土井 義宏

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2022 年 8 月 10 日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023 年 1 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金にお

いて、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

- (イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\begin{array}{c} \text{別表（燃料費調整）} \\ \text{2 の基準単価} \end{array}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\begin{array}{c} \text{別表（燃料費調整）} \\ \text{2 の基準単価} \end{array}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの 期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの 期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの 期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの 期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの 期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの 期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの 期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの 期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの 期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価

格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものいたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日 から 2023 年 9 月の 検針日の前日までの 期間	2023 年 9 月の検針 日から 2023 年 10 月 の検針日の前日までの 期間
1 キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 銭 8 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1 (1) の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2) によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に 基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給
を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

関西電力送配電株式会社

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2023 年 2 月分～ 9 月分	2023 年 10 月分
1 キロワット時に つき	高圧で供給を受ける 場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

最終保障供給特例承認申請書

2022 年 12 月 7 日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

企 託 サ 第 48 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2022年8月10日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）（3）、最終保障供給約款17（最終保障電力B）（3）または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）（2）に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款16（最終保障電力A）（3）、最終保障供給約款17（最終保障電力B）（3）または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）、（ロ）または（ハ）により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ニ）により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。
- c 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検 針日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
1 キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 銭 4 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 28 条の 規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される 2023 年 2 月分から 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 3.5 円（消費税等相当額を含む）を、2023 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は 1 キロワット時につき 1.8 円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

		2023 年 2 月分～9 月分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

以 上

最終保障供給特例承認申請書

令和4年12月7日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

業 制 発 第 15 号
令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社
取 締 役 社 長 横 井 郁 夫

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により, 次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和4年8月10日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月1日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）（3），最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）（3）または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(v) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b およびc の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 検針日が毎月1日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円の場合
- $$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
- 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	18銭8厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところがあります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和 5 年 2 月分～ 9 月分	令和 5 年 10 月分
1 キロワット時につき	高圧で供給を 受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

最終保障供給特例承認申請書

契託制第27号
令和4年12月7日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約
款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和4年9月1日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表4（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価に

よらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別 表 燃 料 費 調 整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日 までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日 までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日 までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日 までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日 までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日 までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日 までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日 までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日 までの期間

- b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間

に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものとい
たします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の
初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料
費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 +

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下
回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 -

基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上
となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの
期間

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 円 5 0 銭

- b 令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年10月の検針日の前日までの
期間

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 8 0 銭

(3) 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 0 厘

3 燃 料 費 調 整 単 価 等 の お 知 ら せ

当社は，別表 1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格， 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格， 1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、電気最終保障供給約款にもとづき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、令和5年10月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		(円)	
		令和5年2月分～9月分	令和5年10月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	3.50	1.80

経済産業省

20221207資第20号
令和4年12月8日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

令和4年12月7日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 21 号
令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪 下 裕 己

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））（4）、離島約款〔低圧〕18（ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ））（4）、離島約款〔低圧〕19（3時間帯別電灯（eタイム3））（4）、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（2）ハ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧〕23（低圧時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧〕25（農事用電力）（3）、離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（2）ニ、離島約款〔低圧〕27（深夜電力C）（4）、離島約款〔低圧〕28（融雪用電力A（ホットタイム19））（4）、離島約款〔低圧〕29（融雪用電力B（ホットタイム22））（4）、離島約款〔低圧〕30（融雪用電力C（ホットタイム19エコ））（4）、離島約款〔低圧〕31（融雪用電力D（ホットタイム22エコ））（4）、離島約款〔低圧〕32（融雪用電力L（ホットタイム22ロング））（4）、離島約款〔低圧〕附則4（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）（2）、離島約款〔高圧〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧〕16（業務用ウイークエンド電力）（4）、離島約款〔高圧〕17（高圧電力）（5）、離島約款〔高圧〕18（高圧電力Ⅰ型）（4）、離島約款〔高圧〕19（高圧電力Ⅱ型）（4）、離島約款〔高圧〕20（高圧電力Ⅲ型）（4）、離島約款〔高圧〕21（臨時電力）（3）、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（1）ハ、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（2）ハ、離島約款〔高圧〕23（予備電力）（3）、離島約款〔高圧〕24（融雪用電力A）（4）、離島約款〔高圧〕25（融雪用電力B）（4）、離島約款〔高圧〕26（融雪用電力C）（4）、離島約款〔高圧〕27（融雪用電力D）（4）、離島約款〔高圧〕附則3（臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い）もしくは離島約款〔高圧〕附則4（自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））（4）、離島約款〔低圧〕18（ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ））（4）、離島約款〔低圧〕19（3時間帯別電灯（eタイム3））（4）、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（2）ハ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧〕23（低圧時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧〕25（農事用電力）（3）、離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（2）ニ、離島約款〔低圧〕27（深夜電力C）（4）、離島約款〔低圧〕28（融雪用電力A（ホットタイム19））（4）、離島約款〔低圧〕29（融雪用電力B（ホットタイム22））（4）、離島約款〔低圧〕30（融雪用電力C（ホットタイム19エコ））（4）、離島約款〔低圧〕31（融雪用電力D（ホットタイム22エコ））（4）、離島約款〔低圧〕32（融雪用電力L（ホットタイム22ロング））（4）、離島約款〔低圧〕附則4（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）（2）、離島約款〔高圧〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧〕16（業務用ウィークエンド電力）（4）、離島約款〔高圧〕17（高圧電力）（5）、離島約款〔高圧〕18（高圧電力Ⅰ型）（4）、離島約款〔高圧〕19（高圧電力Ⅱ型）（4）、離島約款〔高圧〕20（高圧電力Ⅲ型）（4）、離島約款〔高圧〕21（臨時電力）（3）、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（1）ハ、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（2）ハ、離島約款〔高圧〕23（予備電力）（3）、離島約款〔高圧〕24（融雪用電力A）（4）、離島約款〔高圧〕25（融雪用電力B）（4）、離島約款〔高圧〕26（融雪用電力C）（4）、離島約款〔高圧〕27（融雪用電力D）（4）、離島約款〔高圧〕附則3（臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い）もしくは離島約款〔高圧〕附則4（自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い）の電力量料金は、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ）、（ロ）または（ハ）により算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額

を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものいたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合
平均燃料価格は、55,800 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (r) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さま

に計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- d 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	135円94銭	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	40円60銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 5 2 銭

(d) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量

から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	7 6 銭 5 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1 円 5 2 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3 円 0 5 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4 円 5 8 銭 8 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7 円 6 4 銭 7 厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	3 円 8 2 銭 4 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 2 8 銭 5 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	4 円 5 6 銭 8 厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2 円 2 8 銭 5 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 2 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 2 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 2 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 2 3 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 2 9 銭 6 厘

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 9 円 6 9 銭 0 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 9 銭 7 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 8 銭 9 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年2月分～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円 00銭	3円 50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円 50銭	1円 80銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～ 9月分(※2)	令和5年10月分 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯A			
電灯料金			
10Wまでの1灯につき	3.884	27円 19銭	13円 59銭
10Wをこえ20Wまでの1灯につき	7.768	54円 38銭	27円 19銭
20Wをこえ40Wまでの1灯につき	15.536	108円 75銭	54円 38銭
40Wをこえ60Wまでの1灯につき	23.304	163円 13銭	81円 56銭
60Wをこえ100Wまでの1灯につき	38.840	271円 88銭	135円 94銭
100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	19.420	135円 94銭	67円 97銭
小型機器料金			
50VAまでの1機器につき	11.601	81円 21銭	40円 60銭
50VAをこえ100VAまでの1機器につき	23.202	162円 41銭	81円 21銭
100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	11.601	81円 21銭	40円 60銭

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～ 9月分(※2)	令和5年10月分 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A			
1 日につき			
総容量が 50VA までの場合	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50VA をこえ 100VA までの場合	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500VA をこえ 1kVA までの場合	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA ま でごとに	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力			
契約電力 1kW 1 日につき	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 0.5kW 1 日につき	-	(※3)23 円 03 銭	(※3)11 円 52 銭
深夜電力 A			
1 契約につき	100.000	700 円 00 銭	350 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に
定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

離島等供給特例承認申請書

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2022 年 12 月 7 日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

東北電NWNEWS企第30号

2022年12月7日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2022年4月1日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2022年9月30日届出。以下「高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款21（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款20（臨時電灯）(1)ハ、低圧離島約款25（臨時電

力) (3)イもしくは低圧離島約款26(農事用電力)(2)ハによって算定された金額, 低圧離島約款27(深夜電力)(1)ホにおける1契約についての金額, または低圧離島約款16(従量電灯)(2)ニもしくは(3)ホ, 低圧離島約款17(時間帯別電灯)(1)ホ, (2)ホもしくは(3)ホ, 低圧離島約款18(ピークシフト季節別時間帯別電灯)(5), 低圧離島約款19(季節別高負荷率電灯)(4), 低圧離島約款20(臨時電灯)(2)ハもしくは(3)ロ, 低圧離島約款21(公衆街路灯)(2)ニ, 低圧離島約款22(低圧高稼動契約)(5), 低圧離島約款23(低圧電力)(5), 低圧離島約款24(低圧季節別時間帯別電力)(4), 低圧離島約款25(臨時電力)(3)ロ, 低圧離島約款26(農事用電力)(1)ハ, 低圧離島約款27(深夜電力)(2)ニ, 低圧離島約款28(融雪用電力)(1)ヘ, (2)ヘ, (3)ニもしくは(4)ニ, 低圧離島約款附則4(深夜電力Cのお客さまについての特別措置)(4), 高圧離島約款16(業務用電力)(4), 高圧離島約款17(業務用季節別時間帯別電力)(4), 高圧離島約款18(業務用ウィークエンド電力)(4), 高圧離島約款19(高圧電力)(1)ニもしくは(2)ハ, 高圧離島約款20(高圧季節別時間帯別電力)(1)ニもしくは(2)ハ, 高圧離島約款21(臨時電力)(1)ニもしくは(2)ニ, 高圧離島約款22(農事用電力)(4), 高圧離島約款23(自家発補給電力)(1)ハもしくは(2)ハ, 高圧離島約款24(予備電力)(1)ハもしくは(2)ハまたは高圧離島約款25(深夜電力B)(5)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2(適用期間)に定める適用期間における, 低圧離島約款 15(定額電灯)(4)もしくは低圧離島約款 21(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 低圧離島約款 16(従量電灯)(1)ニ, 低圧離島約款 20(臨時電灯)(1)ハ, 低圧離島約款 25(臨時電力)(3)イもしくは低圧離島約款 26(農事用電力)(2)ハによって算定された金額, 低圧離島約款 27(深夜電力)(1)ホにおける 1 契約についての金額, または低圧離島約款 16(従量電灯)(2)ニもしくは(3)ホ, 低圧離島約款 17(時間帯別電灯)(1)ホ, (2)ホもしくは(3)ホ, 低圧離島約款 18(ピークシフト季節別時間帯別電灯)(5), 低圧離島約款 19(季節別高負荷率電灯)(4), 低圧離島約款 20(臨時電灯)(2)ハもしくは(3)ロ, 低圧離島約款 21(公衆街路灯)(2)ニ, 低圧離島約款 22(低圧高稼動契約)(5), 低圧離島約款 23(低圧電力)(5), 低圧離島約款 24(低圧季節別時

間帯別電力) (4), 低圧離島約款 25 (臨時電力) (3)ロ, 低圧離島約款 26 (農
事用電力) (1)ハ, 低圧離島約款 27 (深夜電力) (2)ニ, 低圧離島約款 28 (融
雪用電力) (1)ヘ, (2)ヘ, (3)ニもしくは(4)ニ, 低圧離島約款附則 4 (深夜電力
C のお客さまについての特別措置) (4), 高圧離島約款 16 (業務用電力) (4),
高圧離島約款 17 (業務用季節別時間帯別電力) (4), 高圧離島約款 18 (業務
用ウィークエンド電力) (4), 高圧離島約款 19 (高圧電力) (1)ニもしくは(2)
ハ, 高圧離島約款 20 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニもしくは(2)ハ, 高圧
離島約款 21 (臨時電力) (1)ニもしくは(2)ニ, 高圧離島約款 22 (農事用電力)
(4), 高圧離島約款 23 (自家発補給電力) (1)ハもしくは(2)ハ, 高圧離島約款
24 (予備電力) (1)ハもしくは(2)ハまたは高圧離島約款 25 (深夜電力 B) (5)
の電力量料金は, 低圧離島約款または高圧離島約款に定める燃料費調整に
よらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ (イ), (ロ)または(ハ)に
より算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費
調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ (ニ)
により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料
費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 低圧離島約款または高圧離島約款に定め
るところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (31,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、47,100 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合
平均燃料価格は、47,100 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (47,100\text{円} - 31,400\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022 年 9 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日までの期間	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 2 月の検針日の前日までの期間
2022 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間	2023 年 2 月の検針日から 2023 年 3 月の検針日の前日までの期間
2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日までの期間	2023 年 3 月の検針日から 2023 年 4 月の検針日の前日までの期間
2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間	2023 年 4 月の検針日から 2023 年 5 月の検針日の前日までの期間
2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間	2023 年 5 月の検針日から 2023 年 6 月の検針日の前日までの期間
2023 年 2 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの期間	2023 年 6 月の検針日から 2023 年 7 月の検針日の前日までの期間
2023 年 3 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの期間	2023 年 7 月の検針日から 2023 年 8 月の検針日の前日までの期間
2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間	2023 年 8 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間
2023 年 5 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格

算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023年1月の検針 日から2023年9月 の検針日の前日ま での期間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）
によって，1日につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検針 日から2023年9月 の検針日の前日ま での期間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
総容量が 50ボルトアンペアま での場合	2円 19銭	1円 10銭
総容量が 50ボルトアンペアを こえ 100 ボルトアンペアま での場合	4円 38銭	2円 19銭
総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペアま でごとに	4円 38銭	2円 19銭
総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアま での場合	43円 82銭	21円 91銭
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアン ペアまでごとに	43円 82銭	21円 91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2023年1月の検針 日から2023年9月 の検針日の前日ま での期間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
契約電力1キロワット1日につ き	46円 05銭	23円 03銭

(d) 農事用電力 B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2023年1月の検針 日から2023年9月 の検針日の前日ま での期間	2023年9月の検針 日から2023年10月 の検針日の前日ま での期間
契約電力1キロワット1日につ き	82円 89銭	41円 45銭

(e) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1契約につき	700円00銭	350円00銭

- b 従量制供給の場合
 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023年1月の検針日から2023年9月の検針日の前日までの期間	2023年9月の検針日から2023年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	85銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円71銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円43銭5厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円15銭2厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円58銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8円58銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円56銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円13銭0厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円13銭0厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	6銭9厘
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13銭9厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭9厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円38銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円38銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円45銭4厘

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円61銭8厘

ホ 深夜電力 A

基準単価は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	22円11銭0厘

- (2) 従量制供給の場合
基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	22銭1厘
	高圧で供給を受ける場合	21銭3厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は，1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2023年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 2 月分 ～ 9 月分	2023 年 10 月分
1 キロワット 時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023 年 2 月 分～9 月分 (※2)	2023 年 10 月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定 額 電 灯 お よ び 公 衆 街 路 灯 A	電 灯	10W まで	1 灯 ・ 1 月	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W をこえ 100W までご とに		38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小 型 機 器	50VA まで	1 機 器 ・ 1 月	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA をこえ 100VA までご とに		23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
臨 時 電 灯 A	総 容 量	50VA まで	1 日	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		50VA をこえ 100VA まで		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA をこえ 500VA まで 100VA までご とに		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA をこえ 1kVA まで		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1kVA をこえ 3kVA まで 1kVA までご とに		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力		1kW につき	1 日	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
農事用電力 B（育苗温床用電力）		1kW につき	1 日	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
深夜電力 A		1 契約	1 月	100.000	700 円 00 銭	350 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上

離島等供給特例承認申請書

令和4年12月7日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島等供給特例承認申請書

経料発 4 第 28 号

令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」）といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」）といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針

日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕22（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ，離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（1）ハ，離島約款〔低圧用〕25（臨時電力）（3）イ，離島約款〔低圧用〕28（深夜電力）（1）ホもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（3）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（1）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（2）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（3）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（4）ホ，離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）ホ，離島約款〔低圧用〕18（季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕19（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕20（曜日別電灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕20（曜日別電灯）（3）ニ，離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（2）ハ，離島約款〔低圧用〕21（臨時電灯）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕22（公衆街路灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕23（低圧高負荷契約）（5），離島約款〔低圧用〕24（低圧電力）（5），離島約款〔低圧用〕25（臨時電力）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕26（農事用電力）（3），離島約款〔低圧用〕27（農業用低圧季節別時間帯別電力）（4），離島約款〔低圧用〕28（深夜電力）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕29（融雪用電力）（4），離島約款〔低圧用〕附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔高圧用〕15（業務用季節別時間帯別電力）（5），離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕16（高圧季節別時間帯別電力）（2）ホ，離島約款〔高圧用〕17（業務用電力）（5），離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）

(2)ホ, 離島約款〔高圧用〕19(臨時電力)(3), 離島約款〔高圧用〕20(農
事用電力)(3), 離島約款〔高圧用〕21(自家発補給電力)(1)ハ, 離島約
款〔高圧用〕21(自家発補給電力)(2)ハもしくは離島約款〔高圧用〕22(予
備電力)(3)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し
引くことをいいます。

4 料 金

2(適用期間)に定める適用期間における, 離島約款〔低圧用〕15(定額
電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧用〕22(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金
もしくは小型機器料金, 離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(1)ニ, 離島約
款〔低圧用〕21(臨時電灯)(1)ハ, 離島約款〔低圧用〕25(臨時電力)(3)
イ, 離島約款〔低圧用〕28(深夜電力)(1)ホもしくは離島約款〔低圧用〕
附則4(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)(2)の料金または離島
約款〔低圧用〕16(従量電灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(3)
ホ, 離島約款〔低圧用〕17(時間帯別電灯)(1)ホ, 離島約款〔低圧用〕17
(時間帯別電灯)(2)ホ, 離島約款〔低圧用〕17(時間帯別電灯)(3)ホ,
離島約款〔低圧用〕17(時間帯別電灯)(4)ホ, 離島約款〔低圧用〕17(時
間帯別電灯)(5)ホ, 離島約款〔低圧用〕18(季節別時間帯別電灯)(5),
離島約款〔低圧用〕19(ピーク抑制型季節別時間帯別電灯)(5), 離島約款
〔低圧用〕20(曜日別電灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧用〕20(曜日別電灯)(3)
ニ, 離島約款〔低圧用〕21(臨時電灯)(2)ハ, 離島約款〔低圧用〕21(臨
時電灯)(3)ロ, 離島約款〔低圧用〕22(公衆街路灯)(2)ニ, 離島約款〔低
圧用〕23(低圧高負荷契約)(5), 離島約款〔低圧用〕24(低圧電力)(5),
離島約款〔低圧用〕25(臨時電力)(3)ロ, 離島約款〔低圧用〕26(農事用
電力)(3), 離島約款〔低圧用〕27(農業用低圧季節別時間帯別電力)(4),
離島約款〔低圧用〕28(深夜電力)(2)ニ, 離島約款〔低圧用〕29(融雪用
電力)(4), 離島約款〔低圧用〕附則5(第2深夜電力のお客さまについて

の特別措置) (4), 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 19 (臨時電力) (3), 離島約款 [高圧用] 20 (農事用電力) (3), 離島約款 [高圧用] 21 (自家発補給電力) (1)ハ, 離島約款 [高圧用] 21 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 22 (予備電力) (3)の電力量料金は, 離島約款 [低圧用] および離島約款 [高圧用] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (イ), (ロ) または (ハ) により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (ニ) により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 離島約款 [低圧用] および離島約款 [高圧用] に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ、66,300 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合

平均燃料価格は、66,300 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(v) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から令和5年 2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から令和5年 3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から令和5年 4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から令和5年 5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から令和5年 6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から令和5年 7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から令和5年 8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から令和5年 9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年 10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契

約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間,または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は, a という検針日は, 応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で, 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは, d の場合を除き, 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, a に準ずるものといたします。この場合, a という検針日は, 計量日といたします。

d 高圧で電気の供給を受ける場合で, 検針日が毎月初日のお客さまについては, 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, a に準ずるものといたします。この場合, a という各月の検針日は, その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44, 200 円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上

となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月に
つき次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の 検針日から令和 5 年 9 月の検針 日の前日までの 期間	令和 5 年 9 月の 検針日から令和 5 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

(b) 臨 時 電 灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）
によって、1 日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の 検針日から令和 5年9月の検針 日の前日までの 期間	令和5年9月の 検針日から令和 5年10月の検針 日の前日までの 期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペア までの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアン ペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検 針日から令和5年 9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の前 日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(d) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといた
します。

	令和5年1月の検 針日から令和5年 9月の検針日の前 日までの期間	令和5年9月の検 針日から令和5年 10月の検針日の前 日までの期間
1 契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 9 月の検針日の前日までの期間	令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または離島約款〔低圧用〕附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	90銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円80銭3厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	3円60銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	5円40銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	9円01銭5厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	9円01銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2円69銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5円38銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円38銭6厘

ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	14銭5厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	14銭5厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1円45銭3厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1円45銭3厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円52銭7厘

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	23円21銭0厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	23銭2厘
	高圧で供給を受ける場合	22銭4厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和 5 年 2 月分～ 9 月分	令和 5 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対 象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1)	令和 5 年 2 月分 ～ 9 月分 (※ 2)	令和 5 年 10 月分 (※ 2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆 街路灯 A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884kWh	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		20W まで	1 灯	7.768kWh	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		40W まで	1 灯	15.536kWh	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		60W まで	1 灯	23.304kWh	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		100W まで	1 灯	38.840kWh	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 100W までごとに	1 灯	38.840kWh	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	小 型 機 器	50VA までの機器	1 機器	11.601kWh	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		100VA までの機器	1 機器	23.202kWh	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 100VA までごとに	1 機器	23.202kWh	162 円 41 銭	81 円 21 銭

臨時電灯 A	50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313kWh	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	100VA まで 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA までごとに 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579kWh	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	0.5kW の場合 1 日につき (※3)	1 契約	—	23 円 03 銭	11 円 52 銭
深夜電力 A		1 契約	100.000kWh	700 円 00 銭	350 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

離島等供給特例承認申請書

託 サ 第 26 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕22(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕21(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕26(臨時電力)(3)イ、離島約款〔低圧〕27(農事用電力)(2)ニ(イ)もしくは離島約款〔低圧〕28(深夜電力)(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(季節別時間帯別電灯Ⅰ)(5)、離島約款〔低圧〕19(季節別時間帯別電灯Ⅱ)(5)、離島約款〔低圧〕20(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕21(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕21(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕22(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕23(低圧電力)(5)、離島約款〔低圧〕24(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕25(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(臨時電力)(3)ロ、離島約款〔低圧〕27(農事用

電力) (1)ハ、離島約款〔低压〕27(農事用電力) (2)ニ(ロ)、離島約款〔低压〕28(深夜電力) (2)ニ、離島約款〔低压〕28(深夜電力) (3)ニ、離島約款〔低压〕28(深夜電力) (4)ニ、離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (1)ヘ、離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (2)ヘ、離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款〔高压〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔高压〕15(業務用電力) (5)、離島約款〔高压〕16(業務用季節別時間帯別電力) (5)、離島約款〔高压〕17(高压電力) (1)ホ、離島約款〔高压〕17(高压電力) (2)ニ、離島約款〔高压〕18(季節別時間帯別電力) (1)ホ、離島約款〔高压〕18(季節別時間帯別電力) (2)ニ、離島約款〔高压〕19(臨時電力) (3)、離島約款〔高压〕20(自家発補給電力A) (3)、離島約款〔高压〕21(自家発補給電力B) (3)もしくは離島約款〔高压〕22(予備電力) (3) 電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

4 料 金

(1) 離島約款〔低压〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低压〕15(定額電灯) (4)もしくは離島約款〔低压〕22(公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低压〕16(従量電灯) (1)ニ、離島約款〔低压〕21(臨時電灯) (1)ハ、離島約款〔低压〕26(臨時電力) (3)イ、離島約款〔低压〕27(農事用電力) (2)ニ(イ)、もしくは離島約款〔低压〕28(深夜電力) (1)ホの料金または離島約款〔低压〕16(従量電灯) (2)ニ、離島約款〔低压〕16(従量電灯) (3)ホ、離島約款〔低压〕17(時間帯別電灯) (5)、離島約款〔低压〕18(季節別時間帯別電灯Ⅰ) (5)、離島約款〔低压〕19(季節別時間帯別電灯Ⅱ) (5)、離島約款〔低压〕20(高負荷率電灯) (5)、離島約款〔低压〕21(臨時電灯) (2)ハ、離島約款〔低压〕21(臨時電灯) (3)ロ、離島約款〔低压〕22(公衆街路灯) (2)ニ、離島約款〔低压〕23(低压電力) (5)、離島約款〔低压〕24(低压電力Ⅱ) (3)、離島約款〔低压〕25(低压季節別時間帯別電力) (4)、離島約款〔低压〕26(臨時電力) (3)ロ、離島約款〔低压〕27(農事用電力) (1)ハ、離島約款〔低压〕27(農事用電力) (2)ニ(ロ)、離島約款〔低压〕28(深夜電力) (2)ニ、離島約款〔低压〕28(深夜電力) (3)ニ、離島約款〔低压〕28(深夜電力) (4)ニ、離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (1)ヘ、離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (2)ヘ、離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (3)ニもしくは離島約款〔低压〕29(ホワイトプラン電力) (4)ニの電力量料金は、離島約款〔低压〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

(2) 離島約款〔高压〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔高压〕15(業務用電力) (5)、離島約款

〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5), 離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ, 離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ, 離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ, 離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ, 離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3), 離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3), 離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)の電力量料金は, 離島約款〔高圧〕に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものいたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、32,900円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,900円を上回る場合
平均燃料価格は、32,900円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (32,900\text{円} - 21,900\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (21,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(p) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用

電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 離島約款〔高压〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	2 7 円 1 9 銭	1 3 円 5 9 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	5 4 円 3 8 銭	2 7 円 1 9 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 0 8 円 7 5 銭	5 4 円 3 8 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	1 6 3 円 1 3 銭	8 1 円 5 6 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	8 1 円 2 1 銭	4 0 円 6 0 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペア までごとに	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 5 2 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	4 1 円 4 5 銭	2 0 円 7 3 銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 2 円 8 9 銭	4 1 円 4 5 銭

(e) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1 月につき次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 契 約 に つ き	7 0 0 円 0 0 銭	3 5 0 円 0 0 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット 時につき	離島約款〔低圧〕に もとづき電気の 供給を受ける場合	7 円 0 0 銭	3 円 5 0 銭
	離島約款〔高圧〕に もとづき電気の 供給を受ける場合	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	6 2 銭 4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 2 4 銭 7 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 4 9 銭 5 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 7 4 銭 2 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 2 3 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 2 3 銭 8 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 8 6 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 7 2 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 7 2 銭 6 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 0 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 0 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 0 銭 5 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 0 銭 5 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 5 銭 7 厘

ニ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 9 0 銭 2 厘

ホ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1 6 円 0 6 銭 0 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	離島約款 [低圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	1 6 銭 1 厘
	離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合	1 5 銭 2 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別 添

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税相当額を含む）を、2023年10月の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2023 年 1 月の検針日 から 2023 年 9 月の検 針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日 から 2023 年 10 月の検 針日の前日までの期間
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	離島約款〔低圧〕にもと づき電気の供給を受ける 場合	7 円 0 0 銭	3 円 5 0 銭
	離島約款〔高圧〕にもと づき電気の供給を受ける 場合	3 円 5 0 銭	1 円 8 0 銭

○定額制供給の場合

契 約 種 別	対 象	範 囲	単 位	みなし kWh (※1)	2023 年 1 月の 検針日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間 (※2)	2023 年 9 月の 検針日から 2023 年 10 月の検針日 の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定 額 電 灯 お よ び	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	2 7 円 1 9 銭	1 3 円 5 9 銭
		10W をこえ 20W まで	〃	7.768	5 4 円 3 8 銭	2 7 円 1 9 銭
		20W をこえ 40W まで	〃	15.536	1 0 8 円 7 5 銭	5 4 円 3 8 銭
		40W をこえ 60W まで	〃	23.304	1 6 3 円 1 3 銭	8 1 円 5 6 銭
		60W をこえ 100W まで	〃	38.840	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
		100W をこえる 100W までごとに	〃	38.840	2 7 1 円 8 8 銭	1 3 5 円 9 4 銭
公 衆 街 路 灯 A	小 型 機 器	50VA まで	1 機器	11.601	8 1 円 2 1 銭	4 0 円 6 0 銭
		50VA をこえ 100VA まで	〃	23.202	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭
		100VA をこえる 100VA までごとに	〃	23.202	1 6 2 円 4 1 銭	8 1 円 2 1 銭

契約 種 別	対 象	範 囲	単 位	みなし kWh (※1)	2023年1月の 検針日から2023 年9月の検針日の 前日までの期間 (※2)	2023年9月の 検針日から2023 年10月の検針日 の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時 電灯A		総容量が50 VA までの 場合1日につき	1 契約	0.313	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
		総容量が50 VA をこえ 100 VA までの場合 1日につき	〃	0.626	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
		総容量が100 VA をこえ 500 VA までの場合100 VA までごとに1日 につき	〃	0.626	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
		総容量が500 VA を こえ1kVA までの 場合1日につき	〃	6.260	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
		総容量が1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに 1日につき	〃	6.260	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
臨時 電力		契約電力0.5kW の 場合1日につき	1 契約	—	2 3 円 0 3 銭 (※3)	1 1 円 5 2 銭 (※3)
		契約電力1kW 1日 につき	1 kW	6.579	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭
農事用 電力B		契約電力0.5kW の 場合1日につき	1 契約	—	4 1 円 4 5 銭 (※3)	2 0 円 7 3 銭 (※3)
		契約電力1kW 1日 につき	1 kW	11.842	8 2 円 8 9 銭	4 1 円 4 5 銭
深夜 電力A		1 契約につき	1 契約	100.000	7 0 0 円 0 0 銭	3 5 0 円 0 0 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、
「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

離島等供給特例承認申請書

2022 年 12 月 7 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 47 号

2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2022年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(2)ロ、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕27 深夜電力(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（電灯ピークシフトプラン）(5)、離島約款〔低圧用〕20（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕21（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕22（低圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕24（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕25（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款〔低圧

用] 26 (低圧季節別時間帯別電力) (4)、離島約款 [低圧用] 27 (深夜電力) (2)ニ、離島約款 [低圧用] 28 (第2深夜電力) (4)、離島約款 [低圧用] 29 (融雪用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 15 (業務用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 16 (業務用TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 17 (業務用高負荷率電力) (5)、離島約款 [高圧用] 18 (業務用高負荷率TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 19 (業務用ウィークエンド) (6)、離島約款 [高圧用] 20 (高圧電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 21 (高圧TOU) (1)へもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 22 (高圧高負荷率電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 23 (高圧高負荷率TOU) (1)へもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 24 (高圧ウィークエンド) (1)へもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 25 (臨時電力) (4)、離島約款 [高圧用] 26 (農事用電力) (3)、離島約款 [高圧用] 27 (自家発補給電力) (1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 28 (予備電力) (3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2 (適用期間) に定める適用期間における、離島約款 [低圧用] 15 (定額電灯) (4)もしくは離島約款 [低圧用] 21 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (1)ニ、離島約款 [低圧用] 20 (臨時電灯) (1)ハもしくは(2)ロ、離島約款 [低圧用] 21 (公衆街路灯) (2)ロ、離島約款 [低圧用] 24 (臨時電力) (3)イ、離島約款 [低圧用] 25 (農事用電力) (2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款 [低圧用] 27 深夜電力(1)ホの料金または離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (2)ホ、離島約款 [低圧用] 17 (時間帯別電灯) (5)、離島約款 [低圧用] 18 (ファミリータイム) (1)ホもしくは(2)ホ、離島約款 [低圧用] 19 (電灯ピークシフトプラン) (5)、離島約款 [低圧用] 20 (臨時電灯) (3)ロ、離島約款 [低圧用] 21 (公衆街路灯) (3)ハ、離島約款 [低圧用] 22 (低圧高負荷契約) (5)、離島約款 [低圧用] 23 (低圧電力) (5)、離島約款 [低圧用] 24 (臨時電力) (3)ロ、離島約款 [低圧用] 25 (農事用電力) (1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款 [低圧用] 26 (低圧季節別時間帯別電力) (4)、離島約款 [低圧用] 27 (深夜電力) (2)ニ、離島約款 [低圧用] 28 (第2深夜電力) (4)、離島約款 [低圧用] 29 (融雪用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 15 (業務用電力) (5)、離島約款 [高圧用] 16 (業務用TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 17 (業務用高負荷率電力) (5)、離島約款 [高圧用] 18 (業務用高負荷率TOU) (6)、離島約款 [高圧用] 19 (業務用ウィークエンド) (6)、離島約款 [高圧用] 20 (高圧電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 21 (高圧TOU) (1)へもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 22 (高圧高負荷率電力) (1)ホもしくは(2)ニ、離島約款 [高圧用] 23 (高圧高負荷率TOU) (1)へもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 24 (高圧ウィークエンド) (1)へもしくは(2)ホ、離島約款 [高圧用] 25 (臨時電力) (4)、離島約款 [高圧用] 26 (農事用電力) (3)、離島約款 [高圧用] 27 (自家発補給電力) (1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 28 (予備電力) (3)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] または離島約款 [高圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといえます。

5 その他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合

平均燃料価格は、39,000 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から 2022年11月30日までの期間	2023年1月の検針日から 2023年2月の検針日の前日までの期間
2022年10月1日から 2022年12月31日までの期間	2023年2月の検針日から 2023年3月の検針日の前日までの期間
2022年11月1日から 2023年1月31日までの期間	2023年3月の検針日から 2023年4月の検針日の前日までの期間
2022年12月1日から 2023年2月28日までの期間	2023年4月の検針日から 2023年5月の検針日の前日までの期間
2023年1月1日から 2023年3月31日までの期間	2023年5月の検針日から 2023年6月の検針日の前日までの期間
2023年2月1日から 2023年4月30日までの期間	2023年6月の検針日から 2023年7月の検針日の前日までの期間
2023年3月1日から 2023年5月31日までの期間	2023年7月の検針日から 2023年8月の検針日の前日までの期間
2023年4月1日から 2023年6月30日までの期間	2023年8月の検針日から 2023年9月の検針日の前日までの期間
2023年5月1日から 2023年7月31日までの期間	2023年9月の検針日から 2023年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、
d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に
準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。
- d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当
該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客
さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に
準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といた
します。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
- a 定額制供給の場合
- (a) 定額電灯および公衆街路灯 A
特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたしま
す。

		2023 年 1 月の検 針日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	135 円 94 銭	67 円 97 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	81 円 21 銭	40 円 60 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検 針日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 19 銭	1 円 10 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 38 銭	2 円 19 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	43 円 82 銭	21 円 91 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	43 円 82 銭	21 円 91 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検 針日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 03 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	23 円 03 銭	11 円 52 銭

(d) 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検 針日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11 円 51 銭	5 円 76 銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	23 円 02 銭	11 円 51 銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	46 円 05 銭	23 円 02 銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	69 円 07 銭	34 円 53 銭
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	92 円 09 銭	46 円 05 銭
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	115 円 12 銭	57 円 56 銭

(e) 農事用電力 C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検 針日から 2023 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2023 年 9 月の検 針日から 2023 年 10 月の検針日の 前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	82 円 89 銭	41 円 45 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	41 円 45 銭	20 円 73 銭

(f) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1 月につき次のとおりといたします。

	2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	700 円 00 銭	350 円 00 銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	105 円 00 銭	52 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023 年 1 月の検針日から 2023 年 9 月の検針日の前日までの期間	2023 年 9 月の検針日から 2023 年 10 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B、農事用電力 C および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、

最低料金適用電力量にまでは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	95 銭 3 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 90 銭 5 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 81 銭 2 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 71 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 52 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	4 円 76 銭 4 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 84 銭 6 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 69 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 84 銭 6 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	15 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	15 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 53 銭 6 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	1 円 53 銭 6 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 61 銭 4 厘

ニ 農事用電力 B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	4 キロワット	5 キロワット
1 日につき	40 銭 4 厘	80 銭 6 厘	1 円 61 銭 4 厘	2 円 42 銭 0 厘	3 円 22 銭 7 厘	4 円 03 銭 4 厘

ホ 農事用電力 C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 90 銭 4 厘

ヘ 深夜電力 A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	24 円 53 銭 0 厘

（2）従量制供給の場合

イ 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	3 円 68 銭 0 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	24 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	24 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	23 銭 4 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

以 上

電気事業法施行規則第 32 条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される2023年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、2023年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		2023 年 2 月分～9 月分	2023 年 10 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 00 銭	3 円 50 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023 年 2 月分～9 月分 (※2)	2023 年 10 月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	27 円 19 銭	13 円 59 銭
		10W 超過 20W まで	1 灯	7.768	54 円 38 銭	27 円 19 銭
		20W 超過 40W まで	1 灯	15.536	108 円 75 銭	54 円 38 銭
		40W 超過 60W まで	1 灯	23.304	163 円 13 銭	81 円 56 銭
		60W 超過 100W まで	1 灯	38.840	271 円 88 銭	135 円 94 銭
		100W 超過 50W までごとに	1 灯	19.420	135 円 94 銭	67 円 97 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
		50VA 超過 100VA まで	1 機器	23.202	162 円 41 銭	81 円 21 銭
		100VA 超過 50VA までごとに	1 機器	11.601	81 円 21 銭	40 円 60 銭
臨時電灯 A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
		50VA 超過 100VA まで 1 日につき	1 契約	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	1 契約	0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
		500VA 超過 1kVA まで 1 日につき	1 契約	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1 日につき	1 契約	6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2023 年 2 月分～9 月分 (※2)	2023 年 10 月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 契約	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
農事用電力 B (脱穀調整需要)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.6445	11 円 51 銭	5 円 76 銭
	1kW 1 日につき	1 契約	3.289	23 円 02 銭	11 円 51 銭
	2kW 1 日につき	1 契約	6.578	46 円 05 銭	23 円 02 銭
	3kW 1 日につき	1 契約	9.867	69 円 07 銭	34 円 53 銭
	4kW 1 日につき	1 契約	13.156	92 円 09 銭	46 円 05 銭
	5kW 1 日につき	1 契約	16.445	115 円 12 銭	57 円 56 銭
農事用電力 C (育苗・栽培需要)	1 kW 1 日につき	1 契約	11.842	82 円 89 銭	41 円 45 銭
	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 41 円 45 銭	(※3) 20 円 73 銭
深夜電力 A	1 月につき	1 契約	100.000	700 円 00 銭	350 円 00 銭
従量電灯 A、 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	105 円 00 銭	52 円 50 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上

離島等供給特例承認申請書

契託制第28号
令和4年12月7日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	同上

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和４年４月12日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（令和４年４月12日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和５年１月の検針日から令和５年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは22（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、21（臨時電灯）(1)ハ、25（臨時電力）(3)イ、26（農事用電力）(2)ロ(イ)、27（深夜電力）(1)ホもしくは附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（時間帯別電灯）(5)、18（季時別電灯）(5)、19（ピークシフト電灯）(5)、20（高負荷率型電灯）(5)、21（臨時電灯）(2)ハ、21（臨時電灯）(3)ロ、22（公衆街路灯）(2)ニ、23（低圧電力）(5)、24（低圧季時別電力）(4)、25（臨時電力）(3)ロ、26（農事用電力）(1)ハ、26（農事用電力）(2)ロ(ロ)、27（深夜電力）(2)ニ、28（第2深夜電力）(4)、附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則6（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（負荷率別契約）(4)、20（臨時電力）(3)、21（臨時電力Ⅰ）(3)、22（かんがい排水用電力）(6)、23（深夜電力）(4)、24（第2深夜電力）(4)、25（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、26（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハもしくは27（予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2（適用期間）に定める適用期間の離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは22（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，16（従量電灯）(1)ニ，21（臨時電灯）(1)ハ，25（臨時電力）(3)イ，26（農事用電力）(2)ロ(イ)，27（深夜電力）(1)ホもしくは附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または16（従量電灯）(2)ニ，16（従量電灯）(3)ホ，17（時間帯別電灯）(5)，18（季時別電灯）(5)，19（ピークシフト電灯）(5)，20（高負荷率型電灯）(5)，21（臨時電灯）(2)ハ，21（臨時電灯）(3)ロ，22（公衆街路灯）(2)ニ，23（低圧電力）(5)，24（低圧季時別電力）(4)，25（臨時電力）(3)ロ，26（農事用電力）(1)ハ，26（農事用電力）(2)ロ(ロ)，27（深夜電力）(2)ニ，28（第2深夜電力）(4)，附則3（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則6（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金は，離島約款〔低圧用〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

2（適用期間）に定める適用期間の離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ⅰ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ⅰ）(3)，19（負荷率別契約）(4)，20（臨時電力）(3)，21（臨時電力Ⅰ）(3)，22（かんがい排水用電力）(6)，23（深夜電力）(4)，24（第2深夜電力）(4)，25（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ，26

（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハもしくは(2)ハまたは27（予備電力）(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別 表 燃 料 費 調 整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回り、かつ、41,100 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の

算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日 までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日 までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日 までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日 までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日 までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日 までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日 までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日 までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日 までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、

料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Iおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ &\hspace{15em} \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，
基準燃料費調整単価が，(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上
となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} - \\ &\hspace{15em} (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの
期間

- (a) 定額制供給の場合

- i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに1月
につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	271円88銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	46円05銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭

iv 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 11.52	円 銭 23.02	円 銭 46.05	円 銭 69.08	円 銭 92.11	円 銭 115.13

v 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	700円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7 円 0 0 銭
	高圧で供給を受ける場合	3 円 5 0 銭

b 令和 5 年 9 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までの
期間

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月
につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1 3 円 5 9 銭
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2 7 円 1 9 銭
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	5 4 円 3 8 銭
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	8 1 円 5 6 銭
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1 3 5 円 9 4 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワット までごとに	1 3 5 円 9 4 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 0 円 6 0 銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの 1 機器につき	8 1 円 2 1 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	4 0 円 6 0 銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入
力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 円 1 0 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 円 1 9 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	2 1 円 9 1 銭

iii 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 3 円 0 3 銭
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	1 1 円 5 2 銭

iv 農事用電力 B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日につき	円 銭 5.76	円 銭 11.51	円 銭 23.03	円 銭 34.54	円 銭 46.05	円 銭 57.56

v 深 夜 電 力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	3 5 0 円 0 0 銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3 円 5 0 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 8 0 銭

(3) 燃 料 費 調 整 額

イ 低圧で供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5
キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の
基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘

(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日 に つ き	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(ホ) 深 夜 電 力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1 3 円 6 4 銭 0 厘

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 6 厘

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 3 銭 0 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款にもとづき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、令和5年10月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		(円)	
		令和5年2月分～9月分 (a)	令和5年10月分 (b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7.00	3.50
	高圧で供給を受ける場合	3.50	1.80

○定額制供給の場合

		(kWh、円)				
契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh ^{※1}	令和5年2月分～9月分 ^{※2}	令和5年10月分 ^{※2}
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10ワットまでの1灯につき	1灯	3.884	27.19	13.59
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1灯	7.768	54.38	27.19
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1灯	15.536	108.75	54.38
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1灯	23.304	163.13	81.56
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1灯	38.840	271.88	135.94
	電灯	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1灯	38.840	271.88	135.94
	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	11.601	81.21	40.60
	小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	23.202	162.41	81.21
	小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1機器	11.601	81.21	40.60
臨時電灯A	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	0.313	2.19	1.10
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	0.626	4.38	2.19
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1日	0.626	4.38	2.19
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	6.260	43.82	21.91
	電灯	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1日	6.260	43.82	21.91
臨時電力	動力	契約電力1キロワット1日につき	1日	6.579	46.05	23.03
	動力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき ^{※3}	1日	—	23.03	11.52
農事用電力B（脱穀調整需要）	動力	1日につき契約電力0.5キロワット	1日	1.645	11.52	5.76
	動力	1日につき契約電力1キロワット	1日	3.289	23.02	11.51
	動力	1日につき契約電力2キロワット	1日	6.579	46.05	23.03
	動力	1日につき契約電力3キロワット	1日	9.868	69.08	34.54
	動力	1日につき契約電力4キロワット	1日	13.158	92.11	46.05
	動力	1日につき契約電力5キロワット	1日	16.447	115.13	57.56
深夜電力A	動力	1契約につき	1契約	100.000	700.00	350.00

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

離島等供給特例承認申請書

令和 4 年 12 月 7 日

沖縄電力株式会社

離島等供給特例承認申請書

沖縄送電統発第 28 号

令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款（沖電送送統発第 24 号令和 4 年 10 月 25 日届出。以下「離島約款」といいます。ただし、当該離島約款が届出により変更された場合は、変更後の離島約款をいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 29（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（時間帯別調整契約）(7)、離島約款 29（臨時電力）(3)ロ、離島約款 30（農事用電力）(3)、離島約款 31（深夜電力）(1)ニ、離島約款 31（深夜電力）(2)ニ、離島約款 32（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 32（自家発補給電力）

(2)ハもしくは離島約款 33（予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 29（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（時間帯別調整契約）(7)、離島約款 29（臨時電力）(3)ロ、離島約款 30（農事用電力）(3)、離島約款 31（深夜電力）(1)ニ、離島約款 31（深夜電力）(2)ニ、離島約款 32（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 32（自家発補給電力）(2)ハもしくは離島約款 33（予備電力）(3)の電力量料金は、離島約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，E e らいふ，臨時電灯，公衆街路灯，業務用電力，低圧電力，高圧電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力（低圧で電気の供給を受ける場合に限りします。）および自家発補給電力ならびに離島約款附則 16（燃料費調整についての特別措置）の適用を受けているときの業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約および深夜電力（高圧で電気の供給を受ける場合に限りします。）の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り，かつ，37,700

円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合
平均燃料価格は, 37,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (37,700 \text{ 円} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 業務用電力Ⅱ型, 業務用季節別時間帯別電力, 業務用ウィークエンド電力, 季節別時間帯別電力, 時間帯別調整契約および深夜電力(高压で電気の供給を受ける場合に限りまゝ。)の場合(予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みまゝ。)

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (r) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, b および c の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り、かつ、基準燃料費

調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		令和 5 年 1 月の 検針日から令和 5 年 9 月の検針 日の前日までの 期間	令和 5 年 9 月の 検針日から令和 5 年 10 月の検針 日の前日までの 期間
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	271 円 88 銭	135 円 94 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162 円 41 銭	81 円 21 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	23円03銭	11円52銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	70円00銭	35円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	1 円 22 銭 7 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	2 円 45 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	4 円 90 銭 5 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	7 円 35 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	12 円 26 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	12 円 26 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 66 銭 2 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	7 円 32 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	7 円 32 銭 5 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	9 銭 9 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	19 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	19 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 97 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 97 銭 7 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 07 銭 7 厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	3 円 15 銭 7 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	31 銭 6 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	31 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	30 銭 5 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法施行規則第 32 条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年2月分 ～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯B 公衆街路灯B	1契約につき最初の 10キロワット時まで	70円00銭	35円00銭
	上記を超える 1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭
上記以外の場合 1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分 ～9月分(※2)	令和5年10月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	27円 19銭	13円 59銭
		10ワットをこえ 20ワットまで		7.768	54円 38銭	27円 19銭
		20ワットをこえ 40ワットまで		15.536	108円 75銭	54円 38銭
		40ワットをこえ 60ワットまで		23.304	163円 13銭	81円 56銭
		60ワットをこえ 100ワットまで		38.840	271円 88銭	135円 94銭
		100ワットをこえ 100ワットまでごとに		38.840	271円 88銭	135円 94銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	81円 21銭	40円 60銭
		50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまで		23.202	162円 41銭	81円 21銭
		100ボルトをこえ100ボルトアンペアまでごとに		23.202	162円 41銭	81円 21銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～9月分(※2)	令和5年10月分(※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
	1 キロワット 1 日につき	1 kW	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

経 済 産 業 省

20221207資第27号
令和4年12月8日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の6第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

20221207 資第275号

特別供給条件認可申請書

2022年12月7日

東邦瓦斯株式会社

様式第 15 (第 20 条関係)

特別供給条件認可申請書

東ガ営計第 2022-55 号
令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

住所 名古屋市熱田区桜田町 19 番 18 号
氏名 (名称及び代表者の氏名)
東邦瓦斯株式会社
代表取締役社長 増田 信之

電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。) 附則第 22 条第 4 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) 第 20 条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和5年2月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は23.単位料金の調整の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり30.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和5年10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は23.単位料金の調整の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり15.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. その他の事項については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとする。

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である都市ガス料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の都市ガス料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、指定旧供給区域等小売供給約款に基づき算定される令和5年2～9月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき30.00円（税込）を、令和5年10月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき15.00円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて準用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の以下の章、項目に記載の内容を受けて表 1 の通り。

第 2 章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表 1】

	令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
1 立方メートルにつき	30 円 00 銭	15 円 00 銭

経 済 産 業 省

20221207資第28号

令和4年12月8日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

ガス事業法第177条第1項第10号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第51条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

2022 年 12 月 7 日

東京ガスネットワーク株式会社

様式第 5 4（第 7 6 条関係）

最終保障供給特例承認申請書

504-2022 : 155
2022 年 12 月 7 日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 野畑 邦夫

ガス事業法第 51 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和 5 年 2 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は 28 規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1 立方メートル当たり 30.00 円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和 5 年 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は 28 規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1 立方メートル当たり 15.00 円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところです。

公共料金である都市ガス料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の都市ガス料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2～9月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき30.00円（税込）を、令和5年10月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき15.00円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請いたします。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の以下の章、項目に記載の内容を受けて表 1 の通り。

第 2 章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表 1】

	令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
1 立方メートルにつき	30 円 00 銭	15 円 00 銭

最終保障供給特例承認申請書

2022 年 12 月 7 日

大阪ガスネットワーク株式会社

様式第 5 4 (第 7 6 条関係)

最終保障供給特例承認申請書

NW-22-1078

2022年12月7日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

大阪府中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長 中村 剛

ガス事業法第 51 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、お客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和 5 年 2 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は 24. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1 立方メートル当たり 30.02 円（税込）※を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和 5 年 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は 24. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1 立方メートル当たり 15.01 円（税込）※を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

※料金システム上、当社は LNG 価格や LPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため、記載の金額から 1 立方メートル当たり 0.01 円値引き単価が変動することがあります。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところです。

公共料金である都市ガス料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の都市ガス料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款に基づき算定される令和5年2～9月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき30.02円（税込）を、令和5年10月の基準単位料金又は調整単位料金から1立方メートルにつき15.01円（税込）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請いたします。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和 4 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の以下の章、項目に記載の内容を受けて表 1 の通り。

第 2 章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

【表 1】

	令和 5 年 2 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
1 立方メートルにつき	30 円 02 銭	15 円 01 銭

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」について

令和 4 年 10 月 28 日
閣 議 決 定

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

物価高克服・経済再生実現のための
総合経済対策

令和4年10月28日

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

今回の物価高騰に対しては、エネルギー・食料品等に的を絞った価格高騰抑制策や特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援策を機動的かつ重層的に講じてきた。

燃料油価格の高騰に対しては、本来 200 円程度に上昇するガソリン価格を 170 円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年 1 月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年 6 月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する⁵。

また、低所得世帯へプッシュ型で支給する給付金⁶や、地域の実情に応じて電力・ガス料金の負担軽減などに柔軟に活用可能な交付金⁷等を予備費も活用して 9 月の追加策において措置したが、各地方自治体と連携し、地方創生臨時交付金も活用したきめ細かい支援を速やかに行き渡らせていく。

その上で、来春以降の急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するため、来年度前半にかけて、小売電気事業者等を通じ、毎月の請求書に直接反映するような形で、前例のない、思い切った負担緩和対策を講ずる。家庭に対しては、来年度初頭にも想定される電気料金の上昇による平均的な料金引上げ額を実質的に肩代わりする額を支援し、企業より手厚い支援とする⁸。脱炭素の流れに逆行しないよう、来年 9 月

⁵ 具体的には、補助額 25 円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額 25 円超の部分に対する補助率を引き上げていく。

⁶ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（8,540 億円）。

⁷ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（6,000 億円）。

⁸ 低圧契約の家庭等に対して 1 kWh あたり 7 円（家庭の現行の電気料金の 2 割程度に相当）、高圧契約の企業等に対しては、FIT 賦課金の負担を実質的に肩代わりする金額（1 kWh あたり 3.5 円）の支援を行う。

激変緩和の幅を縮小するものとし、並行して、省エネ、再エネ、原子力の推進等と併せて電力の構造改革をセットで進め、GXを加速する。この事業は、来年春に先駆けて着手し1月以降の可及的速やかなタイミングでの開始を目指す。

都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気とのバランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、家庭及び企業に対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する⁹。LPガスについては、価格上昇抑制に資する配送合理化等の措置を講ずる。

これらの電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来年1月以降、来年度前半にかけて標準的な世帯¹⁰においては総額4万5千円の負担軽減となる。

食料品についても、これまで輸入小麦の政府売渡価格の据置きや配合飼料負担の上昇を抑制する等の措置を講じてきたが、これらに加え、引き続き、食料品価格上昇抑制や農林漁業者の経営への影響緩和の観点から必要な措置を講ずる。また、農林水産省は、食品ロス削減の取組を強化するとともに、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食に対する支援や共食の場の提供支援等を実施し、農林水産省を中心に関係省庁が連携して生活困窮者への食品支援の取組を行っていく。また、フードバンクを通じてこども食堂等に政府備蓄米を無償交付し、支援を強化する。

新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等に対し、借換え支援の強化や官民金融機関に対する柔軟な条件変更の要請等により資金繰り支援等を実施する。

物価高騰により予期せぬ不足を生じた必要な経費には、引き続き予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

また、NHKにおいて、令和5年10月から受信料を1割以上引き

⁹ 家庭及び都市ガスの年間契約量が1000万 m^3 未満の企業等に対して1 m^3 あたり30円の支援を行う。

¹⁰ 標準的な世帯は、電気で月間400kWh、ガスで月間30 m^3 、燃料油はガソリンで月間35L、灯油で月間15Lを使用する2人以上の世帯を指す。

下げること検討しており、政府としては、これを踏まえ、放送法¹¹の規定に基づき、適切に対応する。

- ・電力料金の激変緩和策（経済産業省）
- ・ガス料金の激変緩和策（経済産業省）
- ・小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金（経済産業省）
- ・小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金（経済産業省）
- ・燃料油価格の激変緩和事業（経済産業省）
- ・タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（国土交通省）
- ・漁業経営セーフティーネット構築事業（農林水産省）
- ・施設園芸等燃料価格高騰対策（農林水産省）
- ・配合飼料価格高騰緊急対策（農林水産省）
- ・食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策、食育の推進（農林水産省）
- ・子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）（内閣府）
- ・NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（厚生労働省）
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（内閣府）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（財務省、内閣府、経済産業省、金融庁、厚生労働省、農林水産省）
- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府）
- ・生活関連物資及び公共料金等に関する調査・啓発（消費者庁）
- ・物価高騰への取組等の政府の重要施策に関する広報の実施（内閣府） 等

2. エネルギー・食料品等の危機に強い経済構造への転換

（1）危機に強いエネルギー供給体制の構築

今回のロシアによるウクライナ侵略による国際エネルギー市場の混乱や国際的な供給不安を目の当たりにし、我が国のエネルギー供給体制やエネルギー安全保障強化の必要性が改めて明らかになった。また、エネルギー価格の高騰と円安の進行が相まって輸入物価の上昇を通じ、過去最大規模の海外への所得流出をもたらしている。

国際関係や国際商品市況の影響を過度に受けない経済構造へと

¹¹ 昭和25年法律第132号。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日

関係事業者各位

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施に係るご協力をお願いについて

日頃より資源エネルギー庁行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。ごさいます。

さて、先般閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、エネルギー価格の上昇によるご家庭や事業者の負担を軽減するために、電気料金・都市ガス料金の激変緩和措置の実施が盛り込まれたところです。

現在、資源エネルギー庁では、この激変緩和措置を速やかに開始し、その効果をいち早く国民の皆様へ届けるため鋭意準備を進めておりますが、本事業の実施にあたっては、電力及び都市ガス業界のご協力が必要不可欠です。

皆さまにおかれては、電気料金・都市ガス料金の更なる上昇は日本の経済社会に広範な影響を与えるものであり、国民生活の基盤を守るという本事業の趣旨をご理解いただくとともに、以下の 3 点についてご尽力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 補助対象事業者としての登録

本事業は、電力及び都市ガスの小売事業者等を通じて電気・ガス料金の値引きを行い、ご家庭や事業者の負担を軽減するものです。そのため、小売事業者等におかれては、1 1 月 2 2 日に開始した事業者公募に漏れなく申請し、補助対象事業者として登録を受け、事業に参画していただくようお願いいたします。

2. 値引き単価の表示

事業に参画いただく小売事業者等の皆様が交付を受けた値引き原資については、そのすべてを需要家に還元していただくこととしています。その際、需要家に毎月届く請求書や検針票、ウェブ明細等を用いて値引

き単価を分かりやすく表示するとともに、ウェブサイト等で値引き単価等を公表するなどの取組を行っていただくようお願いします。

3. 本事業に関する積極的な広報

需要家が本措置による負担軽減を実感できるよう、値引き単価の表示に加えて、国や業界団体等とも連携し、積極的な情報発信・広報にご協力いただくようお願いします。

以上

(照会先)

経済産業省

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

直通 03-3501-1528

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (2022年10月28日閣議決定)

資料 3 - 4

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

(略)

燃料油価格の高騰に対しては、本来200 円程度に上昇するガソリン価格を170 円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。

(略)

その上で、来春以降の急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するため、来年度前半にかけて、小売電気事業者等を通じ、毎月の請求書に直接反映するような形で、前例のない、思い切った負担緩和対策を講ずる。家庭に対しては、来年度初頭にも想定される電気料金の上昇による平均的な料金引上げ額を実質的に肩代わりする額を支援し、企業より手厚い支援とする。脱炭素の流れに逆行しないよう、来年9月は激変緩和の幅を縮小するものとし、並行して、省エネ、再エネ、原子力の推進等と併せて電力の構造改革をセットで進め、GXを加速する。この事業は、来年春に先駆けて着手し1月以降の可及的速やかなタイミングでの開始を目指す。

都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気とのバランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、家庭及び企業に対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する。LPガスについては、価格上昇抑制に資する配送合理化等の措置を講ずる。

これらの電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置により、来年1月以降、来年度前半にかけて標準的な世帯においては総額4万5千円の負担軽減となる。

電気料金の激変緩和策について

【総合経済対策本文（注釈）より抜粋】

低圧契約の家庭等に対して1 kWh あたり 7 円（家庭の現行の電気料金の 2 割程度に相当）、高圧契約の企業等に対しては、F I T 賦課金の負担を実質的に肩代わりする金額（1 kWh あたり3.5 円）の支援を行う。

<家庭等（標準世帯（400kWh））>

1-8月使用分		9月使用分
<u>7円/kWh</u>	→	<u>3.5円/kWh</u>
(2800円/月)		(1400円/月)

※ 申請期限は特に設けないが、事業期限は9月使用分までとする。したがって、例えば、

- ・ 2月使用分から値引きを開始する事業者の場合、2-8月使用分は7円/kWh、9月使用分は3.5円/kWh
- ・ 3月使用分から値引きを開始する事業者の場合、3-8月使用分は7円/kWh、9月使用分は3.5円/kWh となる。

<企業等（高圧）>

1-8月使用分		9月使用分
<u>3.5円/kWh</u>	→	<u>1.8円/kWh</u>

※ 契約電力50kW以上～2000kW未満、供給電圧6000Vの需要家。

都市ガス料金の激変緩和策について

【総合経済対策本文（注釈）より抜粋】

家庭及び都市ガスの年間契約量が1000 万 m^3 未満の企業等に対して 1 m^3 あたり30 円の支援を行う。

<家庭（標準世帯（30 m^3 ））>

1-8月使用分		9月使用分
<u>30円/m^3</u>	→	<u>15円/m^3</u>
(900円/月)		(450円/月)

<企業等（年間契約量1,000万 m^3 未満）>

1-8月使用分		9月使用分
<u>30円/m^3</u>	→	<u>15円/m^3</u>

経 済 産 業 省

20221208電委第5号
令和4年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年12月8日付け20221207資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20221208電委第2号

令和4年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年12月8日付け20221207資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20221208電委第3号

令和4年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年12月8日付け20221207資第20号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20221209電委第1号

令和4年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年12月8日付け20221207資第27号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20221208電委第1号

令和4年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和4年12月8日付け20221207資第28号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。